

平成30年9月宮崎県定例県議会  
総務政策常任委員会会議録

平成30年9月19日・21日

場 所 第2委員会室

平成30年 9 月 19 日 (水曜日)

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

午前 9 時 59 分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成30年度宮崎県一般会計補正  
予算 (第 3 号)
- 議案第 2 号 宮崎県税条例の一部を改正する  
条例
- 議案第 3 号 県税の課税免除等の特例に関す  
る条例の一部を改正する条例
- 報告事項
  - ・県が出資している法人等の経営状況について  
公益財団法人宮崎県立芸術劇場  
公益財団法人宮崎県私学振興会
  - ・宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った  
主な施策 (平成29年度) について
  - ・宮崎県国民保護計画の変更について
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・平成29年度の取組に係る政策評価の結果につ  
いて
  - ・地方版図柄入りナンバープレートについて
  - ・2巡目国体に向けたスポーツ施設整備の進捗  
について
  - ・文書センターで確認された旧優生保護法に関  
する資料について
  - ・知事部局における障がい者雇用状況について
  - ・今後の行財政改革について

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	日隈俊郎
総合政策部次長 (政策推進担当)	松浦直康
総合政策部次長 (県民生活担当)	鶴田安彦
総合政策課長	重黒木清
部参事兼秘書広報課長	横山浩文
広報戦略室長	渡久山武志
統計調査課長	長倉健一
総合交通課長	小倉佳彦
中山間・地域政策課長	日高正勝
産業政策課長	米良勝也
生活・協働・ 男女参画課長	小川雅彦
交通・地域安全対策監	最上川周一
みやざき文化振興課長	川口泰夫
記紀編さん記念事業 推進室長	坂元修一
人権同和対策課長	磯崎史郎
情報政策課長	斎藤孝二
国体準備課長	岩切喜郎

出席委員 (8 人)

委員 長	松村悟郎
副委員 長	田口雄二
委員	緒嶋雅晃
委員	蓬原正三
委員	井本英雄
委員	右松隆央
委員	前屋敷恵美
委員	武田浩一

総務部

総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
総務部次長 (総務・市町村担当)	吉村久人
総務部次長 (財務担当)	大西祐二
危機管理局長 兼危機管理課長	高林宏一
部参事兼総務課長	丸田勉

人事課長	河野 讓 二
行政改革推進室長	田村 伸 夫
財政課長	吉村 達 也
財産総合管理課長	横山 直 樹
防災拠点庁舎整備室長	楠田 孝 蔵
税務課長	棧 亮 介
市町村課長	日高 幹 夫
総務事務センター課長	佐藤 領 子
消防保安課長	室屋 利 春

事務局職員出席者

議事課主査	弓 削 知 宏
総務課主事	浜 砂 貴 裕

○松村委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いします。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○日隈総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日の御審議どうぞよ

ろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

お手元にお配りしております総務政策常任委員会資料をごらんください。おめくりいただきまして、まず目次をごらんいただきたいと思います。

まず、今回総合政策部からお願いしております予算議案でございますが、議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」でございます。

右側の資料1ページをごらんください。総合政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の一番下にありますように1,500万円の増額補正でございます。

これは後ほど総合政策課長より御説明させていただきますが、内容は宮崎駅西口駅前広場再整備検討のための補正でございます。補正後の一般会計予算額は、その一番右端の欄にありますが、134億6,168万6,000円となります。

もう一度、目次にお戻りください。2の報告事項でございます。

今回、総合政策部からお願いしております特別議案はございませんが、法令に基づく議会への報告事項が2件ございます。

まず、県が出資している法人等の経営状況についてでございますが、総合政策部所管の公益財団法人宮崎県立芸術劇場、そして公益財団法人宮崎県私学振興会の2法人について報告するものであります。

次に、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策については、宮崎県中山間地域振興条例第7条第2項に基づき、平成29年度に実施した主な施策を報告するものであります。

最後に、3、その他報告事項でございますが、

3件の報告事項がございます。詳細につきましては、それぞれ後ほど担当課長から御説明いたします。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○松村委員長 次に、議案について説明を求めます。

○重黒木総合政策課長 それでは、総合政策課の補正予算案につきまして御説明いたします。

お手元の平成30年度9月補正の歳出予算説明資料のほうをごらんください。3ページでございます。

総合政策課の補正額につきましては、3ページの左から2列目でございます。1,500万円の増額補正をお願いしております、補正後の額でございますけれども、右から3列目、上から2段目の一般会計の合計でございますが、7億8,613万8,000円となります。

次の5ページをお開きください。

補正をお願いする事業は、説明欄のほうに記載がございますけれども、「宮崎駅西口駅前広場再整備検討事業」でございます。事業の中身につきましては、常任委員会資料のほうで御説明いたします。常任委員会資料の2ページをごらんください。

まず1の事業目的でございます。御承知のことと思っておりますけれども、現在JR九州と宮崎交通が、共同で宮崎駅の西口にレストランですとか物販施設等の商業施設や集客施設、それからオフィス等からなります複合ビルの整備計画を進めております。

このことによりまして、今後新たな人の流れが生まれることが見込まれており、宮崎市におきましては、地元商店街の期待も大きいという

ことでございます。中心市街地活性化の大きなチャンスと捉えまして、今後民間事業者、それから地元商店街が一体となって、この新たな人の流れを中心商店街への回遊ですとか、にぎわいの創出につなげていく取り組みを進めていく意向でございます。

具体的には、市のほうでは、今回の整備を契機に、駅から中心市街地等に至るところでの広場や公園、それから道路等の公共空間を生かした憩いの場づくりですとか、イベントの開催などに取り組みたいと考えておまして、その中で駅前広場の機能強化が必要としまして、県に対して駅前広場の再整備の要望が先日なされたところでございます。

今回こういった動きを踏まえまして、県といたしまして再整備に向けた検討を行いたいというものでございます。

右の3ページをごらんください。

配置図ということで、今回の西口開発の概要をお示ししております。配置図の下のほうに白い線で囲っておりますけれども、2つのビルの建設予定地をお示ししております。右側の用地のほうに10階建て程度の複合ビルを、それから道路を挟んで左側の用地のほうに6階建て程度の商業ビルを建設予定となっております。

駅前広場の再整備につきましては、この点線で囲っている楕円形になっているところでございますけれども、広場の南側の部分です。こちらのほうでにぎわい空間の創出を図るというものでございまして、参考までにその下に写真をつけております。大分駅の例を掲載しておりますけれども、人の流れが中心市街地に向かっていくようになるとともに、一定程度のイベント等ができるように、歩道を広げてスペースを確

保するような形をイメージしております。

左側の2ページにお戻りください。

2の事業の概要でございますが、まずは学識経験者ですとか関係行政機関、それから民間事業者——JRと宮交でございますけれども、それから地元商店街の関係者等からなる検討委員会を設置いたしまして、中心市街地との連携ですとか、広場に必要な機能、それから駅前広場のあり方、こういったものについて検討等を行うものでございます。予算額につきましては、その下でございますけれども、測量業務ですとか委員会の運営及び基本計画策定業務などで1,500万円をお願いしているところでございます。

右の3ページの下の方に、大まかなスケジュールを掲げておりますけれども、今年度の検討委員会の議論を踏まえまして、基本計画を策定いたしたいと考えております。

来年度以降は、詳細設計ですとか工事等を順次行っていければと考えているところでございます。

最後に、左側の3の事業効果でございますけれども、今回の再整備によりまして、にぎわいを大きくして、人の流れを中心市街地につなげていくとともに、観光・物産面で県内への波及効果や鉄道の利用拡大等の効果が期待できるといったことを考えております。

説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案に対しての質疑はありませんか。

○右松委員 宮崎駅西口駅前広場の再整備ということで、あくまでも賛成の立場で幾つか質問させていただきたいと思っております。

今回、ここに至る経緯をわかる範囲で教えていただきたい。

また、JR、宮交の、民間事業者が主体となってくる中で、県としてどこまで、この事業に絡んでいくといいたいでしょうか、支援していかれるのか。そのあたりの経緯と県の今後の支援の方向性が具体的にもしあれば教えていただければと思います。

○重黒木総合政策課長 まず、経緯といたしましては、平成28年ごろだったと思っておりますけれども、JRのほうで今、九州管内各地で駅の再開発業務をやっております。その中で南九州におきましても、南九州再開発プロジェクトをやりたいと話があったようでございます。その上でJRとしては、他の大分ですとか鹿児島で開発しているような用地では、少し足りないということで、地元の宮崎交通にお声かけをして、宮崎交通のほうも駅前の用地がございましたので、そこで中心市街地とか町の活性化にも役立つとして、まずJR九州と宮交が共同でやりたいという計画を、そのころつくったと伺っております。

その上で、せっかくつくるということでございますので、ここに集まるような人の流れをやはりそのビルだけではなくて、中心市街地のほうに広げていきたいという意向があったようでございます。

市のほうにも相談をしていながら、JR、それから宮崎交通としては、宮崎市のほうにも今回の整備とあわせて何らかの活性化策を考えてほしいとお話をしていたということでございます。

その上で、ことしになってからでございますけれども、JR、それから宮交のほうで、今回

の整備を契機に、何らかの取り組みを一緒にやってほしいという要望をまずは宮崎市のほうにしたということでございます。

宮崎市としましては、従来から中心市街地の活性化計画を持っておりまして、駅前の子の部分で交通の結節点と非常に重要視しておりました。今回のお話を契機に宮崎市としても中心市街地の活性化に結びつけていく絶好の機会だと考えまして、いろいろと取り組みをやりたいというところでございます。

そういった中で、駅前から中心市街地のほうに人を流していくためには、駅前広場につきましては、現在の状況ですと、ちょっと歩道が狭いですとか、イベントをするにはスペースが狭いというふうなこともございまして、ことしの8月でございましたけれども、宮崎市長から知事に駅前広場の再整備についてお願いしたいという要望がなされたところでございます。

これを受けまして、従前からお話は事務的には少し聞いておったんですけれども、県としてもそういったことであれば、中心市街地の活性化はもちろんなんですけれども、そこに人が集まり、いろんな県内情報の発信もできて、中心市街地の活性化と県内への波及効果等も考えられるということで、今回予算化をお願いして、本格的に再整備の検討をしていきたいと至ったところでございます。

いずれにしても、今後は宮崎市、それから地元商店街、それから事業者であるJR九州と宮崎交通と連携をとって、先ほど予算の中でも御説明しましたけれども、あり方について話し合う検討委員会等設けていきますので、その中で彼らがやろうと思っている中心市街地の活性化等に役に立つような———どういった広場が必要

なのか、どういった機能が必要なのか、そのために民間も含めて、どういった役割分担をしていけばいいのか、そういったことも含めて、この検討会の中で県と一緒に話し合っ、それを再整備のほうに生かしていくことを考えております。

○右松委員 よくわかりました。それで、具体的にちょっと伺いたいのが、スケジュールの関係で、今年度詳細設計をされると。

そして既存の建物の取り壊しということで、先ほど総合政策課長のほうから説明をいただいた右側のビルの建設予定地なんですけど、サザンビューティ専門学校の駐車場、建物があるところになるかと思えます。そこの奥の今更地のところですかね。更地のところと、それから宮崎駅弁当の建物が1棟建っているかと思えます。それからその向かいが、今マンションのモデルルームがあって、その周辺を駐車場が囲むような形になっていると思うんですけど、そこの部分の用地買収といいたいまいしょうか、どこまで進捗しているのか。もし県として把握されていらっしゃるんであれば、教えてもらいたいと思えます。

○重黒木総合政策課長 スケジュールにつきまして、民間事業者の計画については、この秋には具体的な計画が発表されるというふうに考えております。

用地のほうにつきましては、まず右側のビル建設予定地につきましては、ここが従来からJRの用地と、あと4分の1ぐらいが宮崎交通の用地でございましたので、今回\*JRの用地と宮交の用地を一体的に活用して、新しく10階建てぐらいのビルを建てるということでございます。

※8ページに訂正発言あり

左側の予定地につきましては、従来宮崎交通のバスの発着場になっていたところでございます。新しくKITENビルができてなくなっているんですけど、ですから従来から宮崎交通の用地でございましたので、用地については確保済みということのようでございます。

**○右松委員** わかりました。中心市街地の活性化で私たちも非常に重要視している中で、やはり町なかの駐車場の確保とかも、いろいろどうしていくのかということもあるものですから、ここはかなり台数がとれる場所だと思うんですね。

それから、今後その辺も含めて、どうしていくのかも検討されると思いますけれど、検討委員会のほうで、具体的に、今後どういうスケジュールで会議を持たれて、いつぐらいまでに整備の具体的な図面といいますか、そういったこと等も含めて、どういうスケジュールでいかれるのか、そこをもう少し教えてもらいたいと思います。

**○重黒木総合政策課長** 委員会運営の詳細スケジュールについては、今検討しているところでございますけれども、予算が認められましたら、できるだけ早期に第1回目の検討委員会をやりたいと思っております。

年内に1回ないし2回は検討委員会をやりまして、そこで集まっていたいただいた方々で、まずは駅前広場のあり方ですね、どの程度の規模というか面積といいますか、範囲というか——の整備が必要なのか。前提として、そこでどういったイベントをやりたいか、どういった人の流れをつくっていききたいかという議論を踏まえた上で、駅前広場の整備の規模ですとか、歩道がある程度広げる必要があるということでござい

ますので、どの程度の歩道の幅が必要かとかですね。あるいは景観の面で、どういうふうに一体的にやっていくのかとか、そういった駅前広場の機能の面について検討していくところが、まずは必要かなと思っております。

その上で、どんなイベントをやっていけば、にぎわいの創出につながっていくのかということをやっている、1回目、2回目の委員会で、そういった議論を踏まえた上で、具体的な広場の整備基本計画的なものをつくっていききたいと思っております。

詳細設計を来年度予算にのせていきたいというふう考えておりますので、基本計画の中で最終的な事業費が幾らぐらいになるかという概算事業費の積算もやっけていながら、年度内には必要な機能、整備の規模、それから概算事業費、こういったものからなる基本計画的なものを、あとスケジュールもですけど、つくって、来年度予算等につなげていきたいと考えております。

**○右松委員** わかりました。複合ビルを先に、来年度から建設をして、そして駅前の再整備を来年度詳細設計で、再来年度から工事を始めるという形のスケジュールプランということで理解させていただきました。

この西口駅前広場が出てきて、私は非常に期待をしていますし、開発の今後の進捗、大変注目していますので、ぜひ有効に結果が出るような、そういう事業にしてもらいたいと思っております。よろしくお願ひします。

**○日隈総合政策部長** 済みません、総合政策課長の説明に補足して。

まず宮崎交通さんから申し上げますと、昨年度までに会社再生のことでかなり苦勞されてきて、

金融機関の縛りも全て昨年度までに終了して、初めての大型投資案件ということで、宮崎を活性化していきたいということでお話があったところです。

場所についても、K I T E Nビルの前のバスセンターと宮崎駅の関係で、人が集える場所で、J Rさんと一緒にやっというお話になったと聞いております。

J R九州さんについては、これは皆様御承知のとおり、博多駅の開発をやって、そして鹿児島駅も御存じのとおりだと思います、大分駅もやられたと。今、熊本と宮崎のほうをどうするかということで、この話があるところ。残っているのは佐賀ということになろうかと思えます。長崎も既に終わっております。

九州管内のそれぞれの県庁所在地の駅前については、活性化していきたいということで、宮崎交通さんと一緒にやろうと、話がまとまったことでもあります。

また、宮崎市さんについては、中心市街地活性化ということで、郊外にあります大型スーパーマーケットというか、大型店舗に対抗して中心市街地を何とか活性化していきたいと。宮崎駅の西口から中心市街地に向けての振興を図ってきたいので、市長みずから県のほうに、この広場のにぎわい創出をお願いしたいということで、お話があったところでもあります。

県としては、そういう市の計画に対して、今後どうするかということで、もう少し詰めていきたいと考えておりますが、ここのイメージにあるように駅前に人が集えると、交通機関が集まっているということ。それと先ほど申し上げた中心市街地との連携を図りながら、ここの絵にありますように、あみーろーどであるとか高

千穂通も使いながら人がうまく流れていくような形でやっていきたいということです、できる範囲になろうかと思いますが、協力をしていくことで、今回まず検討の予算を上げたところでございます。よろしく申し上げます。

○右松委員 ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

それで、話が少しずれますけれど、やはり公共交通機関としてJ Rの減便等、私たちかなりいろいろ議論して訴えてきている中で、J R九州の立場として、どちらかと言うとビル、それから不動産開発事業のほうに大分シフトといましようか、重きを置いている感もしないでもない。これはこれでしっかりとバックアップといましようか、全面的に応援はしていきたいと思えますけれど、あわせてやはり減便のほうのウエートのあり方といましようか、そこもちょっと気になるところでありますので、そのことも一言申し上げて、どうぞよろしく申し上げます。

○前屋敷委員 今、御説明いただいたんですけど、確かに今宮崎市を考えると、大型商業施設を中心とする人の流れが宮崎市内等ではかなり変化が出てきているのは事実なんですよね。そして人の流れをつくって地域の活性化を図るという点では、非常に重要なことだと思うんです。でも一応事業主体はJ Rと宮崎交通さん、それに宮崎市がかかわってということなんだろうけれど。

そこに県に対して、西口駅前広場の再整備の要望なので、県が主体的に西口広場のにぎわい空間の創出というテーマを掲げて、県の役割分担としてやってほしいという協力要請と受けとめていいんですかね。



○重黒木総合政策課長 駅前用地につきましては、ほとんどが県有地になっておりまして、以前\*平成4年ぐらいに整備したときも、県の事業としてやってきた経緯がございます。そういったこともございまして、中心市街地の回遊策については宮崎市のほうで取り組みたいということがございますけれど、そこに人を流していく玄関口としての駅前広場については、県のほうで整備してほしいということで要望があったところでございます。

それから、もう一点よろしいでしょうか。先ほど、右側の用地のほうでございまして、JRと宮交の用地と申し上げましたが、一部借地が入ってございました。済みません、訂正させていただきます。

○前屋敷委員 借地と言いますと、JRさん、宮交さんが借りている土地であるという意味ですか。県の土地という意味ですか。

○重黒木総合政策課長 右側のビル建設予定地なんですけれど、JRと宮交の用地のほかに今回新しく借りる用地が少し入るという予定になっております。

○前屋敷委員 この県が役割を担おうとする部分の敷地については、全部県有地ということなんですか。

○重黒木総合政策課長 駅前広場につきましては、全体で1万1,000平米でございます。このうちの7,200平米が県有地で、残り3,800平米がJRの用地となっております。

ほとんどが県有地ということもあって、事業をやる際は従来から駅前については県のほうでやってきているところでございます。

○前屋敷委員 今度の予算の中で測量なども含まれているんですけど、測量業務というのは、

実際に測量する中身ではないんですね。全体像が固まらないとなかなか、どういうふうなことは出ないんでしょうけれど、それは今後ということですね。

○重黒木総合政策課長 今回お願いしております測量業務につきましては、あくまで詳細設計というか、基本計画策定に当たっての測量業務でございますので、全体の面積ですとか、あるいは基準点からどの程度距離があるとか、あるいは今の現況をしっかりと把握するための測量業務でございます。正確な面積、それから勾配とかを踏まえて次の基本設計、さらに詳細設計につなげていくための基本的な測量でございます。

○前屋敷委員 わかりました。以上です。

○緒嶋委員 最終的には、JRと宮交が事業主体でやるわけですか、県の土地の上につくるが。

○重黒木総合政策課長 今回の計画につきましては、右側の配置図でちょっと御説明いたしますと、上のほうのKITENビルからビル建設予定地のところの手前まで、にぎわい空間の創出ということまでが駅前広場でございます。これが1万1,000平米あるということでございます。ここの駅前広場の点線で囲っている区域につきましては県で整備したいと考えております。

その下のビル建設予定地と白い線で囲っていただきますけれども、ここについてはJRと宮交が共同で発注して建てていくところでございます。

○緒嶋委員 今度の1,500万円は、駅前広場も含めた基本的な考え方で、点線の中だけではないわけですか。

○重黒木総合政策課長 今回お願いしています予算は、あくまでにぎわい創出空間のため、点線の中の整備をどうしていくかというための予

※10ページに訂正発言あり

算でございます。

**○緒嶋委員** 全て県有地であれば、事業主体も県が全てやるということになるわけですか、事業費も含めて。

**○重黒木総合政策課長** 基本的には、県事業という形でやと思っています。ただ一部、JRの用地も中に入っていますので、その部分をどういうふうにJRと負担を区分していくかは少し考えていかなければならないんですけど。基本的には県事業でやっていくというところですよ。

**○緒嶋委員** それと、ここはタクシーの待機所もあるわけで、やはりタクシーを利用する人たちの利便性も考えながらやらんと。にぎわい創出だけでやると、鉄道利用者は鉄道で来るわけで、交通手段がないわけですからバスかタクシーに乗られんともう仕方ないわけで。そういう人たちの利便性も十分考えながらやらんと、にぎわい創出と言っても、これは大きな課題ではないかなと思って。そこ辺は十分認識しておられると思うんですけども、どういう考えですか。

**○重黒木総合政策課長** おっしゃるとおりでございます。ここはさまざまな方々がさまざまな形で利用する空間でございます。したがって、今回お願いしています検討委員会のメンバーにはタクシー協会の方にも、今からお話していきますけれど、入っていただいて、そういった交通利用者の方々の御意見も踏まえて、あり方を検討していきたいと考えております。

**○緒嶋委員** いずれにしても、大分の北口広場のようなスケールの大きいことはとてもじゃないけどできんと思いますが、やはりでき上がったものがよかったか悪かったかという評価が出

るわけですので、その辺も十分考えて、皆がなるほど、これはよかったと思うようなものに仕上げてもらわんと、何か便利が悪くなったなではいかんし、にぎわい創出には余り関係ないじゃないかということでもいかんだろうと思いますね。慎重な議論が必要だと思っておりますので、今後ともそういう点を注視していきたいと思っております。

**○蓬原委員** いろいろお聞きしたいんですけど、まず、ここに図面がついていないというのは非常に資料としては。できたら駅前について、駅があって、KITENがあって、ここに建てようとするところの図面があるのであれば。今、前屋敷委員からも質問がありましたけれど、イメージの湧く図面がないと、どこまでが県有地でどこまでがJRなのか。これはちょっとやっぱりどうかなというのがあります。でないと、いい議論ができないなと思うんですが。

今、測量の話が出ましたので、細かい測量から入りますけれど、約7,000平米で350万。付近の建物等も当然配置等はほとんど平面ですよ。大体平米で割ってみると500円単価かなと思うんですが。まず、この350万というのは見積もりをとっての話ですか。

**○重黒木総合政策課長** 今回の事業費の積算に当たりましては、最終的に公共事業という形でやっていくことを考えております。県土整備部と相談いたしまして、県土整備部で積算していただいたという、通常の公共事業と同じ手法で積算した経費だと聞いております。

**○蓬原委員** わかりました。それと基本計画策定業務はどこかのコンサルに委託されるんですかね。

**○重黒木総合政策課長** おっしゃるとおりでございます。土木系のコンサルに通常委託して

いますので、通常の工事と同じように、そういった土木系のコンサルに委託することになるかと考えております。

**○蓬原委員** 駅前のにぎわい創出は人の動線を考えたりとかいうことでしょうかから、ただ単なる道具ではなくて、何か都市計画に関する公園の設計をしたりとか、そういうところのコンサルのイメージかなと思うんですが、JRさんがいろいろ駅前やっていらっしゃるんですが、そのJRさんお抱えの何かそういう構想をつくっているところじゃないですか。

**○重黒木総合政策課長** そういったことはございませんで、今回は土木というか都市計画関係のコンサルタントのほうに、通常の競争入札、こういった手続でお願いしていくことになるかと考えております。

**○蓬原委員** 競争入札ですよ、そうしないといろいろありますから。だから、今なぜJRお抱えではいけないか。やっぱり駅前を開発するにしても、宮崎は宮崎ならでは、長崎もちょっと小さいのが、屋根をかぶったところがありますね。あそこよりかはちょっと広いのかなと思いますけれど。ただ、それはオリジナリティーというか、そういうところがないといけないと思うので、小さいところから入りました。

まだ積算はこれからされるということですが、相対的にJRも宮交も市も県も含めて、大体どれぐらいの事業になるんですか、概算で結構ですけれど。

**○重黒木総合政策課長** まず、ビルの建設というか、今回の西口広場の再開発でございますけれども、これはJRと宮交が2月に記者発表した数字でございますが、大体100億程度と伺っております。ビルの建設分だけですね。それとJ

Rの高架下も、将来的にやりたいというふうに言っていました。そういったものも含めて、100億円程度になるかということでございます。

それから、県のほうでやっていきたいと思っています駅前広場の再整備でございますけれども、こちらのほうは今回お願いしています予算の中で、詳細設計に必要な概算事業費を積算してもらおうと思っています。今は具体的な数字は持ち合わせていないですけれども、前回の<sup>\*</sup>平成4年に行いました駅前広場の整備の事業費が、全体で9億6,000万円ぐらにかかっています。

今回は、にぎわい空間創出のために必要な部分について改修するというか、再整備することということでございますので、前回の9億6,000万ほどの規模にはならないだろうなと思っています。いずれにしても具体の金額は、今後の基本計画の策定の中で、詰めていきたいと考えております。

それから、宮崎市のほうの事業については、一応にぎわい創出というか、中心市街地活性化のための取り組みをやりたいという意向が今示されている段階でございます、具体的な数字が幾らかは、まだちょっと詰まっていないようでございます。

**○蓬原委員** 前回の約10億でしたかね。やっぱり今回、ここにそれだけの投資をしようというわけですから、ある程度これぐらいというような見込みがないと、それをやってみました、20億でした、いや5億でした、それはちょっといいかげんじゃないかなと思うんですけど、その見込みもないんですか。

**○重黒木総合政策課長** 先ほど平成4年と申しましたが、平成5年からでした。平成5年から

※このページ右段に訂正発言あり

7年にかけてやった事業費が9億6,000万というところでございます。

今回の検討の中で、どの程度の面積をやっていくのかは今から決めていくんですけれども、そこまでにはならないだろうなというイメージを持っているということで。そこについては今後のあり方委員会の中で、事業の必要な規模感というのを議論していただいた上で、しっかりと積算をして、それにつきましてはまた改めて御報告させていただきながら、次の予算につなげていくことになるのかなと思っております。

**○松浦総合政策部次長（政策推進担当）** ざっくりとイメージとして思っているものですが、今の駅前広場のところで、バスとか車のロータリーになっている部分までは手を入れる必要がないとすればなんです、そこに大きな支障があるふうには見受けられませんので、それがおおむね半分ぐらいの面積でありますので、面積の感じでいくと半分ぐらいというのが大まかなところのイメージではないかなと思っています。

ただ、そこは少しぶれはあると思いますけれども、そんなような感じで、我々としては今思っている状況であります。

**○蓬原委員** ですから、その半分というのが今出てくるわけだけれど、図面があって、図面で大体この辺をにぎわい創出の場にする、ここに丸く書いてありますけれども、イメージが余り伝わりませんよね。だから、その点がちょっとどうかと思うんだけど。図面があるんだから、図面で具体的に説明をして。総工費は7,000平米の半分なので、前回が10億だから、じゃ5億とか、そういうことなのかなとつかみでは考えて

いるということをおっしゃっていただかないと。なぜ図面が出てこないのか不思議でならないんだけど、おおむねわかりました。

それで、なぜ財政のことを言うかということ、今県は御案内のとおり、いろんな施設をつくらないといけないですね、一つ一つ挙げませんが。国の予算についてもちょっと批判があっているけれど、財政規律ということですよ。これに緩みが出てきているんじゃないかという気がして。なんとなく今のところ決算を見ても、そんなに財政が悪い状況でもないということだけれど、少しずつ財政規律の緩みが、この景気がよくなったという話の中から。国もそうだし、地方も、そういうことがあってはいけないなと思いつつ、やはりこういう投資額については、よくよくしっかり考えてやっていただきたいなという思いがあって、こういう質問をしているところです。それについてはお答えは要りませんが。

右松議員は賛成の立場でというか、私は決して反対しようという気はありません。確かに人の流れが変わり過ぎて、イオンさんのほうがかなり広げられて、はっきり言えますけれど、かなり向こうに流れが変わりましたね。どこの町も中心市街地は本当にシャッター通りです。まだ宮崎は、この十字路から向こうを除いて、こちらはどうかにかにぎわいを保てているので、まだ間に合うかもしれない、かもしれないですよ。

だから、これを一つの試みとしてやることについては、あながち我々が反対することでもないと思います。今ちょっとハウツーのところに入っているわけですが、だから今、財政の話もしたし、すぐに金額が出てこないのと、図面が出てこないのにも何かちょっと大丈夫かい

という気がするので、そういう質問をしたところでした。

それで、私もいろいろ聞きますけれども、例えば、もしここに県有地がなかったならば、仮定ですけど、県はこの事業をやらなくていいわけですよ、どうですか。

**○重黒木総合政策課長** 駅前の広場を、どういうふうに位置づけていくかだと思っております。

都市計画決定をやっているならば、それは通常県有地になり、こういった形になりますので、市でやっているところもございしますが、いずれにしても駅前広場が今県有地になっていることで、今回は県でやるというところがございます。

**○蓬原委員** いろいろ聞きますけれども、例えばビジネスライクにと前の委員会するとき私は部長に言ってお答えいただいたと思う、これは私の意見として。ですけど、暴論かもしれないけれども、例えばJRさんがお建てになるから、この発想は始まっているわけ。市の中心市街地のための駅前のにぎわいということも相まってですが、この土地を例えばJRさんにお買い上げいただいて、JRさんにやっていただくという発想はなかったんですかね。

**○重黒木総合政策課長** 制度的な面を別にすれば、そういう発想も考え方の一つとしてはあるとは思っております。

ただ、今回整備を行おうと思っている部分というか、もともとの出発点が新しくビルができて、そこに一定程度の人の流れが生まれるだろうと。それによってできる人の流れを中心市街地のほうに向けていこう。あるいはそこで何らかのイベントをやって、にぎわいをつくり出し、いこうという市の要望を踏まえてやっていくこととございますので。

その考え方としましては、不特定多数の方が自由に行き交う通りであって、不特定多数の方がイベントをできるような空間であると。そういった空間をつくっていくべきであろうという思いから、今回は公共空間として整備するのが適切であろうと考えております。

民間事業者売却してやっていくところになってしまいますと、どうしても民間事業者の所有になってしまいますので、そこが自由な空間ではなくて、ある程度その方々、JRですか宮交のほう独占的にあるいは排他的に利用していくことも可能になりますので、公共空間として整備するのが適切だろうという思いで、今回はこういった形をお願いしているところとございます。

**○蓬原委員** 一応検討の過程において、売ることの選択肢は検討されたということですか。はなから、それは検討しなかったのか、ただ聞くだけです。

**○重黒木総合政策課長** そういう可能性も制度的にどうなのかは、少し検討させていただきました。

**○蓬原委員** わかりました。

次に、売るのがそういうことであれば、公共空地を貸すということについては。

例えばイオンは20年単位、場合によってはパチンコ屋なんかは50年単位で、大きく広く借りているところもあるんですよ、50年間とか長いスパンで。例えばJRさんに借りていただいて、JRさんに整備していただく。一つは、さっきの財政規律につながってくる話なんですけれども、そうすれば県としては、そんなに工事費を出さなくてもJRさんに、例えば20年間なり、30年間なり、40年間でやっていただく。貸すとい

うことについての選択肢は検討されなかったんですか。

**○重黒木総合政策課長** 先ほどの売却も含めてなんですけれども、そういった形態でもどうなのかというの、一応それぞれを含めて検討したところでございます。

ただ、先ほどと同じように、公共空間として整備したいという前提に立てば、やはり貸したとしても、そこは借り主のほうの利用の意向に縛られるところがあって、公共的な利用ができにくくなる面もあるんじゃないかというところが一つと、下が道路用地というところもあって。そういった制度的な制約もあって、それはなかなか難しいのかなと考えたところでございます。

**○蓬原委員** 一応土地の値段、リースの値段とか調べたんですけれど、結論から言いますと、土地の値段にすれば7反歩もあれば10億円から15億円の間のようです。この前、駅前あたりの地価の調査が済んでいますけれど。それと、貸すとすれば大体1坪、これは不動産鑑定士の確認ですけれども、駅周辺であれば月1,500円ぐらい。そうすると月7反歩全部借したとして約4,000万の収入があるということですが、その辺も一応計算をされながら、でも公共用地の関係でどうかという議論があったと理解します。

あと一つ、私は思うんですけど、先ほど意見もありましたが、JRさんの減便のことについて、私は特に今、議長という立場なので非常にかかわってきました。JRさんはこの前もバスが減便になったという話がありましたですね。これもやっぱり遠くではバスへの代替路線のことを言いながら、宮崎ではバスから撤退しているんですよね。どうもおっしゃっていることが理解できない。

そう思えば、乗車密度について、たしか民営化するときには2,000人という単位で出したと。最近では2,000人から4,000人。4,000人以下は地方公共団体と費用負担の話し合いの対象になるとかを小刻みに出されたり、少し、正直申し上げて不信感があるんですよ。これと駅前とは全く別ものだと言っても、別ものと考えられない何かがあるわけですね。公共性のある鉄道路線については一方的にぱっと減便しながら、一方でもうかるホテル業的なものについては、積極的にこうやって自治体も一緒に取り組んで、やりましょう、やりましょうと言ってくる。恐らく先ほどの右松議員の意見も、こういうことがあるから、ここで協力するんだったら、その減便の問題も絡めて話をしてよという意味合いが入っていたと思うんですけれど。

それで、あと一つ聞きますけれど、企業版ふるさと納税というのがありますよね。この前の決算を見ると、JRさんは600数十億円、黒字を出しておられます。ということは、当然法人税なり払っていらっしゃるはずですよね。だから、お互いにウイン・ウインの関係になるために、念のために。

ちょっと話がそれますが、この前、九電の瓜生会長と池辺社長さんがおみえになりました。そのとき30分ぐらいずっと話をしていましたけれど、いい言葉をおっしゃるなと思ったのは、瓜生会長さんが、我々の本社は福岡です。だけれど、それぞれの県にお世話になっていますので、私たちはそれぞれ地場の企業だと思っていますという言葉があったんですよ。言葉だけの話ですけれど、実際は福岡に本社があるわけで、ああ、いいことおっしゃるなと思って、少し感動を得たところでしたが。

それで本題に入りますけれど、JRさんの本所は福岡の博多にあります。企業版ふるさと納税で、もうかっているのを宮崎に5億かかるのであれば、5億納めていただいて、そしてそれを我々が歳入にして、それでこの工事をやれば。JRさんは国に税金として納めるお金で、我々県としてはそのお金を、ここにいただいてやれば、全くもってウイン・ウインの関係です。県がこれから財政出動がいろいろあるときに、プラスというか一切懐は痛まないのではないかなど。企業版ふるさと納税の詳しいメカニズムは知りませんが、これについてはどうですか。そういう御検討はされませんでしたか。企業版ふるさと納税をいただいて、それでこの駅前にぎわい創出のためのお金を捻出すると、まさしくウイン・ウインじゃないですかね。

**○日隈総合政策部長** ふるさと納税で取り扱うとするならば、国税の分を地方税に持ってくることはできませんので、恐らく福岡県に納める事業税を宮崎県にとなるのかなと思うんですけども。九州電力もJR九州も同じですけど、支社制をとっておられるので——宮崎はちょっと悲しいかな、鹿児島支社の宮崎事業部ということで置かれているので、鹿児島になるのかもしれないんですけども、支社を置かれている場合は支社のところで計算された事業税が入るのかなと思います。そういうやり方で、今されているということじゃないのかなと思います。分けて事業税を払っていらっしゃるのを、福岡の部分をこっちに持ってこられることについては、なかなか厳しいのかなと思います。

**○蓬原委員** 私の発想は、思いつきで言ったわけじゃないんで、ずっと考えていて、そういうやり方はないのかなと思ったんですけど。細

かい企業版ふるさと納税の仕組みがちょっとわからないんですけど。検討してみる価値はないんですか。今、部長の話では、だめだという話だったけれど、はなからだめだと言わずに、どこかに可能性を見出すことはできませんか。だめだと言われれば、そこまでの話だけ。

**○松浦総合政策部次長(政策推進担当)** 確か企業版ふるさと納税と一般のふるさと納税と2つの種類があるんですが。企業版のほうについて言うと、たしかなんですけれど、いわゆる企業からいろんなところに行く寄附として処理される中で、通常で言うと損金算入が3割だったと思うんですが、それが倍の6割まではいいですよという制度だったと思います。それによって税は少し軽くなると思うんですが、税金そのものを免除する制度ではなかったと思っています。

その分で幾らかは効果があるのかなというふうには思っております。そこまでちょっと、広げていろいろ頭の体操をしたことがなかったもんですから、そういったところの発想もあるんだなということで、少し思ったところではあるんですが。

やはり、JRの土地が駅前広場にも少しありますし、そういったところを含めてどういう形でかJRのほうにもある程度の御負担をお願いできないかということは、我々としても課題ではないかなというふうに思っているところでございます。

そういったところについては、この予算をお認めいただければ、その中でどんなことが可能なかということは、当然考えていきたいと思っています。と思っています。

**○蓬原委員** 企業版ふるさと納税に詳しいかな

と思ったら、僕と似たような認識かなと思いましたが、それを調べていただいて。やっぱりJRさんとかかわりの中でつくっていく発想の出発はそこなので、なかなかビジネスライクとかそういう考え方でいくなれば、今もありましたけれど土地のことについて、少しでも何かで負担していただくような形を。だから、そういう寄附ということでもいいわけじゃないですか。

そういう企業版ふるさと納税が可能であるならば、そういうこともJRさんに、宮崎県にさせていただきませんか、宮崎市でもいいわけですよ、逆に言えば、宮崎県としてのメリットになるわけだから。そういうことの申し入れみたいなものをできんのかなと思うんですけれどね。だからやっぱり財政の基本、入るを量りて出づるを制すで、我々使うことしか議論せんわけだけれど、そういうところの発想は必要じゃないかなと思うんだけど。改めて、この企業版ふるさと納税の可能性について検討してみられる気はありませんか、次長。

**○松浦総合政策部次長（政策推進担当）** 相手方のあることでもありますので、今ここでどうこうというのはできませんが、どういうふうなやり方ができるのか、これは企業版ふるさと納税という手法がいいのかどうかもありますけれども、そこも含めて考えてみたいとは思っております。

**○蓬原委員** 最後に。できない発想じゃなくて、どうにかしてできるんじゃないかという発想で、総合政策部ですから前向きにやってみていただけませんか。また、後日でも御回答をいただければと思っております。

それと、あと一つお尋ねします。将来、議会

がこの予算を認めたとして、これが動いていったとして、ビルを建てることになりますよね、単純に言えば2棟建ちます。宮交さんについては地場企業ですから、地元の企業さんがお建てるになるでしょう、きっと。このJRさんの分については、この前博多に行きました。たまたまそこを歩いていたら、JRビルさんが物すごい立派なホテルを今建築中で、まだ基礎を打っておられましたけれど。そこにある完成予想図はすばらしい何十階建てのビルでしたが、多分その会社はどっか東京のほうの会社でした。聞きなれない名前でしたから。

そうであるならば、せっかく宮崎につくるわけなので、宮崎はこれまで議論してきましたよね。県外移出と移入の差、4,500億円の差、いわゆるここは県外移出のほうがお金が出ていく割合が多いというね。

だから、やはり地場の企業につくっていただくこと、このあたりもやっぱりこういう協力をするわけだから、お話も早いうちにJRさんとそういう約束を取りつけておくことも必要なのではないかなと私は考えますが、いかがでしょうか。

**○重黒木総合政策課長** JR九州とは、いろいろ今回お願いしています検討委員会もそうですし、いろんな場面でいろんな話をこれからしていくことになると思いますので、さまざまな場面を活用して、蓬原委員のおっしゃるような御趣旨を踏まえて、できるだけビルの工事に当たって地場の企業とか、活用も検討してほしいということをお願ひベースになってしまうかもしれないけれども、しっかり要望とか、お願ひをしてまいりたいと思います。

**○蓬原委員** あと一つ、もう終わりますけれど。



いわゆる県際収支を改善するというのも、知事の大きな公約だったんです。だから、それに努力せんといかんわけですよ。そういうことがあるわけですから、お願いする立場だからお願いするしかありませんじゃ。だから宮崎県人は人がよすぎて、なかなか経済がよくないと言われるんで、やはりこういうところは頑と押して協力しますから、ここをこうしてくださいと強くやらないかと私は思いますけれど、部長どうでしょうか。

**○日隈総合政策部長** ダイヤの問題とこの事業との絡みの関係になってくると思うんですけれども。確かにダイヤの問題等については、もう私も蓬原議長と同じ考えであります。JR九州さんとしては事業別に収支を考えておられるわけですが、トータルとしては現状黒字というようなところで、かなり厳しい意見も申し上げております。本社に乗り込んで今やっているところではありますが。

一方、この事業について冒頭申し上げましたが、もしこれに宮崎が躊躇するようであれば、佐賀県に先に行ってしまうということもありますし、ここはしっかり投資はやってもらったほうがいいのかなど。要するに、やるべきことはやるが、言うべきことも言うという姿勢で臨むべきかなということで、このにぎわい創出の県有地の事業については、やるべきだろうという考えに至ったところでもあります。

ダイヤ、これはバスも含めてになっていきますけれども、かなり今後、厳しい状況も想定されますが、そこを言うべきはしっかり言っていきたいと思いますので、これはこれで進めておく必要があるのかなと思います。ここでこじれて、他県以上にダイヤで厳しいというような対

応が出てくるようであれば、それは不本意でありますし、やはり宮崎市にとっていい話で、市のほうからも要請があるところですので、これはやりながら、一方のほうはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

**○松村委員長** ほかに質疑はありませんか。

**○武田委員** 少し質問させていただきます。今回の1,500万円は全額一般財源ですが、来年度以降事業をされる場合には、財源のほうはどのようになるのでしょうか。

**○重黒木総合政策課長** 今後、財政担当部局との協議になるとは思いますが、一般財源も含めて検討していくことになっておられます。今の段階では、まだ来年度以降の予算の話ですので、ちょっとそこは詰め切れておりません。

**○武田委員** できる限り国の予算を使われるんでしょうけれど、有利なやつを使っていたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**○重黒木総合政策課長** おっしゃるとおり起債も含めて、できるだけ財政負担の少ない形でやっていきたいと考えております。

**○武田委員** あと今回、民間の商業ビルが2棟できる。宮崎市さんは商店街のほうに誘客をしていきたいという形の中で、県として、にぎわい空間の創出として駅前広場を開発するというので、この三者、民間と市と県とのコンセプトと申しますか、民間業者の方々のコンセプトと宮崎市さんが誘客をしていく全体の流れと駅前広場のにぎわい空間が同じようなコンセプトでうまく調和していかないと、せっかくお互いがそれぞれ予算を使ってやるのに、全体の調和がうまくいかないといいものがないと思うんです。そこらあたりの話し合いを検討委員会

及び基本計画策定の中でされるんでしょうが、今どのようになっているんでしょうか。

○重黒木総合政策課長 おっしゃるとおりでございます。せっかく整備をするということでございますので、整備したものを最大限効果を発揮するために、それぞれが協調して統一したコンセプトで、スケジュール感も含めてですけどやっていきたいなと思っています。少し事務的には今話をしてはいますけれども、今後さらにどういった機能が必要なのか、そこでどういった方々がどういった催しをやっていくかとか、それによって、どういうふうに人をこっちに誘導するための環境整備も含めてやっていくのか。統一的に考えていくように、積極的に県と事業者と宮崎市で意思疎通を図りながらやっていきたいと思えます。

○武田委員 早めに全体のコンセプトをまとめられて、私たちというか県民の皆さんに、こういうコンセプトで三者一体となって開発していくというのを出していただくと、ありがたいなと思っています。

最後ですけど、先ほどからずっと出ているように、延岡駅、小林駅等、一生懸命頑張ってきたのに減便ということで、私たちもずっと委員会等で行かせていただいて、なかなかJRさんとの意思の疎通がうまくいっていないのかなという思いもあったんですが、今部長の話をお聞きして、ここで一気に宮崎もおくれないように駅前開発をしたいと。

今、県内、高齢化で大変ななっていますので、公共交通機関はどうしても必要だと思うんですよ。そのためにやはり、最初に、宮崎駅前を開発していただいて、これを各市町村に波及させていただけると願っておりますので、しっ

かりと三者で話し合いをしていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

○井本委員 ここを県がみんなの共通空間として確保するという発想はなかなか私は立派なもんだなと思っているんですよ。私もずっと世界中を旅すると、どこにでも何とかの広場というのが大体町の真ん中であって、そして土日はいつも市場みたいなのが開かれています、何かまたイベントをやったりして。何で日本はこんなものがないのかなと、常々思っていたんですけど。町の中心あたりにそういうもんがあって、みんなが集まれるような、はっきり言ってこのぐらいのスケールじゃなくて、もっと私は大きなものが欲しいなと思うぐらいなだけけれど、しょうがないだけけれども。しかし、そういう公共の空間を確保するという、この発想は私はこれいいんじゃないかなという気はするんです。

質問にならんだけれど、延岡市の駅前に第三セクターで、ビルをもう一回建て直すと言いはるわけですよ。市民の中では、あれはないほうがいいという人もおるんですよ、全くの空間のほうがね。私なんかあそこは空間にしてもらったほうがいいという立場なだけけれど。そういう空間もやっぱり一つの建物だと。この建物がもし、今さっき言ったように、JRに渡して、ビルでも建てられたら、それこそ本当に狭くなってしょうがないという感じがするだけけれど。

民間に渡せば経済的なことしか考えんから、やはり本当にみんなが安らぐ場というか、みんなが集まれるような場を確保する発想は、私はなかなかおもしろいな、いいなと思っているんですわ。だからと言って質問にならんけれど、

延岡の場合を私が思うとき、県のほうから何か言うことはできんもんかなという。私は言いよるんだけれどね、あの辺がもうちょっと何とかならんかというのがあるんだけれど。これは質問になりませんが、私としては感心しておるんですわ。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑もないようでございますので、それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○川口みやざき文化振興課長 それでは、地方自治法及び県条例に基づき、公益財団法人宮崎県立芸術劇場の経営状況等について御報告いたします。

平成30年9月定例県議会提出報告書、県が出資している法人等の経営状況についての23ページをお開きください。

初めに、平成29年度の事業報告についてであります。

事業概要ですが、当財団は、県立芸術劇場の指定管理者として、県立芸術劇場が県民の文化芸術活動の振興拠点としての役割を十分果たしていくよう、多様な文化事業を企画、実施するとともに、積極的に活用されるよう管理運営に努めたところであります。

次に、事業実績についてであります。

県立芸術劇場の指定管理業務、施設の利用及び維持管理につきましては、記載しておりますとおり、貸館業務や施設・設備の維持管理を行ったところであり、事業費は2億7,969万6,000円となっております。

次に、その下の上記以外の指定管理業務等につきましては、4億4,265万9,000円となってお

ります。

その内訳としましては、まず、第22回宮崎国際音楽祭であります。17日間にわたり11の公演と関連イベントを開催いたしまして、延べ入場者数は、過去最高の2万700人余りを記録しました。

また、次年度の第23回音楽祭開催のため、公演内容や出演者の決定、調整など、準備事業を実施しております。

一般公演のほか自主企画制作公演事業、次ページの教育普及事業、芸術文化発信事業につきましては、記載のとおり多彩な公演・普及事業を実施したところでございます。

次に、経営状況等につきましては、26ページ以降に、財務諸表がございますが、説明が重複いたしますので、同じ資料の171ページ、出資法人等経営評価報告書の中で御説明いたします。

まず、出資の状況であります。総出資額は2億4,734万7,000円、県出資額も同額ですので、県出資比率は100%であります。

次に、県関与の状況であります。

まず、人的支援であります。右側の平成30年度の状況としまして、役員10人のうち、県退職者は3人、また職員数28人のうち、県職員は1人、県退職者はこれも1人となっております。

次に、その下の財政支出等につきましては、平成29年度は、委託料として6億760万2,000円を支出しております。

その主なものとしましては、その下の欄にありますように、まず、県立芸術劇場管理運営事業は、劇場の維持管理等を行うもので、指定管理料として、3億1,839万9,000円を支出しております。

次に、宮崎国際音楽祭開催・準備事業は、同

音楽祭の開催業務等を行うもので、指定管理料として9,835万6,000円を支出しております。

さらに、県立芸術劇場大規模改修事業は、劇場内の施設や設備の修繕を行うもので、委託料として1億3,551万9,000円を支出しております。

次に、活動指標であります。

まず、劇場稼働率は、目標値の77%に対しまして、実績値は75.9%、達成率は98.6%となっております。

次に、主催公演の入場者率は、目標値の66%に対しまして実績値は69.4%、達成率は105.2%となっております。

次に、友の会会員数は、目標値の1,500人に対しまして、実績値は1,565人、達成率は104.3%となっております。

活動内容につきましては、3つの指標のうち、2つの指標につきまして目標値を上回っております。このうち、主催公演の入場者率については、平成30年度より目標値を引き上げ70.0%としております。

172ページをお開きください。

財務状況でございますが、左側が毎年度の収支状況を表す正味財産増減計算書、右側が年度末の資産や負債の状況を表す貸借対照表であります。

初めに、正味財産増減計算書の平成29年度の列をごらんください。

経常収益は8億5,554万9,000円に対し、経常費用は8億4,725万2,000円で、当期経常増減額は829万7,000円の黒字となっております。

平成29年度の基金取崩収益はございませんでしたので、当期経常外増減額は0円となります。その下の当期一般正味財産増減額は829万7,000円となっております。

これらにより、一般正味財産期首残高1億8,403万1,000円から829万7,000円増加した1億9,232万8,000円が、一般正味財産期末残高となっております。

その下の当期指定正味財産増減額は、41万円のプラスとなっておりますので、指定正味財産期首残高2億6,084万1,000円に、これを加えた2億6,125万1,000円が指定正味財産期末残高となります。

この結果、その下の、一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高の合計である正味財産期末残高は、4億5,357万9,000円となります。

続いて、右側の貸借対照表であります。平成29年度の列をごらんください。

資産は、流動資産と固定資産を合わせまして5億7,160万1,000円であります。負債は、次年度公演のチケットの販売収入など1億1,802万2,000円となっております。この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は4億5,357万9,000円となります。

正味財産の内訳でございますが、基本財産が3,000万円、基金などの特定資産が2億3,125万1,000円、一般正味財産が1億9,232万8,000円となっております。

次に、その下の財務指標であります。

まず、管理費比率は、目標値の48%に対しまして、実績値は61.2%、達成率は72.5%となっております。

次に、入場料収入比率は、目標値の36%に対しまして、実績値は33.9%、達成率は94.2%となっております。

管理費比率については、人件費の上昇に伴い、平成30年度より目標値を3%下方修正し、51.0%としております。

次に、総合評価の欄の右上、県の評価についてであります。

活動内容につきましては、先ほど御説明しましたとおり、主催公演の入場者率と友の会会員数の目標指標につきましては目標値を上回っておりますが、劇場稼働率の目標指数が目標値を下回りました。

財務内容につきましては、いずれの指標も目標値を下回ったものの、経常収支が大きく改善いたしました。

組織運営につきましては、車両管理体制の改善や県民の要望にきめ細やかに対応するため、工夫を凝らしたさまざまな研修を実施するなど、職員の資質向上に向けた取り組みが見られるところであります。

これらを受けて、その下の4段階評価につきましては、活動内容、財務内容、組織運営の全てをB評価としたところであります。

続きまして、平成30年度の事業計画について御説明いたします。報告書の29ページにお戻りください。

基本方針につきましては、これまでと同様に多様な文化事業を企画・実施するとともに、創作・発表の場として活用できるよう管理運営を行うこととしております。

事業計画の指定管理業務（施設の利用及び維持管理）については、1億3,593万8,000円、それ以外の指定管理業務等につきましては4億4,594万5,000円となっておりますが、このほかに事業は大きな変更はありませんので、ごらんいただきたいと思います。

次に、32ページをお開きください。

収支予算書であります。

まず、一般正味財産増減の部の経常増減の部

であります。

経常収益につきましては、県補助金等収益が3億7,186万2,000円、チケット収入や企業協賛金など事業収益として2億7,622万7,000円など、7億556万9,000円としております。

経常費用につきましては、人件費支出として1億3,318万1,000円、国際音楽祭や自主企画制作公演事業などの事業費支出として5億7,226万4,000円など、7億1,556万9,000円としております。これらの合計額となる、その下の当期経常増減額は、マイナス1,000万円となっております。

次に、経常外増減の部であります。

経常外収益につきましては、全額が基金取り崩しによる収益となりますが、1,000万円としております。経常外費用はありませんので、経常外収益から経常外費用を除いた当期経常外増減額は同じく1,000万円であります。これらにより、一般正味財産期末残高は期首と同額の1億9,232万8,146円となります。

次に、指定正味財産増減の部であります。

当期は1,000万円の基金を取り崩す予定としておりますことから、一般正味財産への振替額は1,000万円となり、当期指定正味財産増減額はマイナス1,000万円となります。このことから、当期の指定正味財産期末残高は2億5,125万827円を見込んでおります。一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた正味財産期末残高は4億4,357万8,973円となる見込みです。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場の説明は以上でございます。

続きまして、条例に基づき、公益財団法人宮崎県私学振興会の経営状況等について御報告いたします。

報告書の169ページをお開きください。

本法人は、私立学校の相互の連携・協調、教育充実及び振興を図り、本県教育文化の高揚に資することを目的としており、総出資額は4億2,583万8,000円、このうち県出資額は1億9,675万5,000円で、県出資比率は46.2%であります。

次に、その下の県関与の状況であります。

まず、人的支援につきましては、右側の平成30年度の状況としまして、役員数の合計は11人で、このうち県職員が1人、県退職者は1人、また、職員数6人のうち県退職者は1人となっております。

なお、職員につきましては、平成30年度は臨時職員を1名増員しております。

次に、その下の財政支出等につきましては、平成29年度は、県補助金が8,014万9,000円となっております。

その内訳は、その下の欄にありますとおり、まず、私立学校教育研修補助金は、私立学校の設置者及び教職員の資質向上を図る研修事業に対し、研修事業経費の2分の1以内を補助するものであり、決算額は230万円であります。

次に、私立学校退職金基金事業補助金は、私立学校振興会が行う退職手当資金の基金造成に対する補助を行うことにより、私立学校等教職員の福利厚生の上昇を図るものであり、決算額は7,784万9,000円であります。

次に、その下の実施事業につきましては、主な事業を申し上げますと、魅力ある学校づくり事業は、私立学校の外国人講師の招致や教育設備の購入費に対する助成等、次に教育研修事業及び退職手当資金給付事業は、先ほど御説明したとおりであります。

次に、その下の活動指標につきまして、まず、魅力ある学校づくり助成利用件数は、目標値8件に対して、実績値26件となっており、達成度は325%であります。

次に、研修参加者満足度は、教育研修事業について、研修参加者に対して行ったアンケートによる平均満足度であります。目標値90ポイントに対しまして、実績値97.3ポイントとなっており、達成度は108.1%であります。

なお、魅力ある学校づくり助成利用件数の目標値につきましては、1件当たりの事業規模により、年によって変動が大きいことから、過去の実績等を参考に平成30年度からの目標値を8件から12件に見直しているところでございます。

次に、170ページをお開きください。

まず、一番上の財務状況の左側にあります正味財産増減計算書についてであります。平成29年度の列をごらんください。

経常収益は7億1,132万円に対して、経常費用は7億1,052万8,000円であり、当期経常増減額は79万2,000円となります。

当期経常外増減額はございませんので、当期一般正味財産増減額は79万2,000円となり、一般正味財産期首残高1,725万2,000円と合わせまして、一般正味財産期末残高は1,804万4,000円となります。

また、指定正味財産は、当期指定正味財産増減額がございませんので、指定正味財産期末残高は4億2,583万8,000円となりますことから、正味財産期末残高は4億4,388万2,000円となります。

次に、貸借対照表についてであります。平成29年度の列をごらんください。

一番上の資産は、流動資産と固定資産を合わせまして54億8,925万4,000円であります。

また、その下の負債は、流動負債と固定負債を合わせまして50億4,537万3,000円であります。

この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は、4億4,388万2,000円、うち指定正味財産が4億2,583万8,000円、一般正味財産が1,804万4,000円となっております。

次に、その下の財務指標でございますが、自己収入比率は、目標値10%に対して、実績値は9.7%で、達成度は97%であります。管理費額は、目標値3,000万円に対して、実績値は3,378万5,000円、達成度は87.4%であります。

次に、教育研修事業費比率は、目標値50%に対して、実績値は51.7%、達成度は103.4%であります。

なお、管理費額の目標値につきましては、平成20年度から3,000万円を据え置きしておりましたが、消費税増税など経済情勢の変化及び管理費額の大半を占める給料手当などの人件費の増加等により、平成30年度からの目標値を3,300万円に見直しているところでございます。

最後に、一番下の総合評価の枠の右上、県の評価につきましては、まず、教育研修事業において受講料を徴収することによる財源確保、事務局経費の節減、研修メニューの充実強化による質的向上、効率的な基本財産の運用及びホームページ等による情報公開については、一定の評価ができると考えております。平成28年度からは、主権者教育研修を行うなど、私立学校のニーズに応じた新たな取り組みも行われています。

また、退職手当資金給付事業（幼稚園退職金事業）につきましては、会員負担率を年々引き

上げるなど積立金の健全化が図られているところでございます。

今後とも、法令に基づき、適正な事務処理を行うとともに、さらなる退職手当資金給付事業（幼稚園退職金）に係る積立金の健全化、ホームページ等による積極的な情報公開に努める必要があると考えております。

その下の4段階評価につきましては、ごらんいただいた評価内容から、活動内容はB、財務内容はB、組織運営はBとしたところでございます。

説明は以上でございます。

○日高中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課でございます。別冊資料としてお配りしております、平成30年9月定例県議会提出報告書（宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策（平成29年度）について）をごらんください。

それでは、1ページをお願いいたします。

平成27年7月に改定しました中山間地域振興計画では、計画の目標を、そこにあります「持続可能な中山間地域づくり」とし、平成27年度から今年度までの4年間を計画期間としまして、四角囲みの1から4の重点施策であります、「仕事がある中山間地域づくり」、「子育て環境等の整備と移住・定住の促進」、「集落の維持・活性化と新たな絆の創造等」、「安全・安心な暮らしの確保」に取り組んでいるところであります。

2ページ以降に具体的な取り組み等を記載しておりますが、主な内容につきましては、委員会資料の方で御説明をさせていただきます。委員会資料の5ページをお願いいたします。

まず、中ほどの地図をごらんください。県中山間地域振興条例で指定されている中山間地域

の範囲を示したものであります。緑色の部分が、過疎法や山村振興法など地域振興関係の5つの法律における指定地域、そして、紫色の部分が農林業センサス等で地域農業類型が山間農業地域または中間農業地域と分類された地域となっております。緑及び紫色のついた部分が本県の中山間地域となっております。

また、市町村名が赤字となっている市町村は、後ほど施策の実績を御説明いたしますが、その市町村全域が中山間地域となっている18の市町村でございます。

6ページをお願いいたします。

4つの重点施策ごとに実施した主な施策を記載しております。

まず(1)仕事がある中山間地域づくりについてであります。

1つ目の丸、農林業の担い手育成・確保と地域産業の連携による雇用組織の設置としまして、農林業への就業希望者に対する相談会の開催や就業するために必要な技術研修、作業受託や担い手育成の役割を担う農業法人への支援等を行ったところであります。

2つ目の丸、地域資源・魅力を生かした観光の推進としましては、昨年度登録が決定しました祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや世界農業遺産、高千穂郷・椎葉山地域等、地域ブランドを初めとしました地域の魅力を生かした情報発信等に取り組んだところであります。

3つ目の丸、新たな視点に立った総合的な鳥獣被害対策の推進では、集落ぐるみの鳥獣被害を防ぐという観点から、集落被害対策ビジョンに基づき、自主的な被害対策を行う集落の支援、防護柵の設置、鳥獣被害対策マイスターの育成など、被害を減らす取り組みのほか、ジビエ処

理加工施設の整備支援等、捕獲した野生鳥獣の活用推進を図ったところであります。

(2)の子育て環境等の整備と移住・定住の促進につきましては、1つ目の丸、地域全体での子育て支援等の充実として、未来みやざき子育て運動の推進や出会い、結婚、出産といったライフステージに応じた子育ての支援充実に取り組んだところであります。

2つ目の丸、教育環境の整備・充実等では、通学環境の充実や経済的負担の軽減のため、地区生徒寮の運営や育英資金の貸与等を行い、3つ目の丸、戦略的な移住等の促進では、宮崎ひなた暮らしUIJセンターを中心とした情報発信、相談体制の充実のほか、昨年度は総務省の委託事業で県外在住者を対象としましたワーキングホリデーを実施したところであります。

(3)集落の維持・活性化と新たな絆の創造等では、自主的な活力の向上として、いきいき集落の認定や認定集落の研修交流会等を開催したほか、都市等との交流・地域間連携の促進としまして、中山間盛り上げ隊の派遣や地域おこし協力隊を活用しつつ、都市住民が集落活動の支援を行うことを通じた交流の促進等に取り組んだところであります。

(4)安全・安心な暮らしの確保としましては、1つ目の丸、医療の確保や保健福祉の充実としてドクターヘリの運航やへき地診療所の巡回診療、また、高齢者の通いの場として介護予防教室の普及に努めたところであります。

2つ目の丸、地域公共交通の維持・確保としましては、複数市町村にまたがるバス路線を運行する事業者や市町村に対する支援等に取り組むとともに、3つ目の丸、情報通信基盤の充実及び利活用の促進としまして、携帯電話サービ



ス未提供エリアの解消を図ったところであり  
ます。

次に7ページをごらんください。

主な目標指標の達成状況であります。今回、  
実績値のところの29年度の欄に、点線で参考の  
欄を設けております。

これは、昨年度の委員会の御指摘を踏まえま  
して、現中山間地域振興計画で設定してありま  
す指標の中で、中山間地域の実績として整理で  
きた数値を記載したものであります。数値の下  
に小さく(18市町村)と記載してありますもの  
は、26市町村のうち、先ほど5ページの地図で  
赤字で示しておりました市町村区域全体が中山  
間地域となっている18の市町村で算出した数値  
を記載しております。

また、(条例上の区域)と小さく書いてあるも  
のにつきましては、中山間地域全体の数値を記  
載しているものであります。

目標指標の達成状況を見ますと、鳥獣被害に  
対する集落被害対策ビジョン実施集落数ですと  
か、県内への移住世帯数などは着実に成果を上  
げておりますものの、集落営農組織数ですとか  
中山間盛り上げ隊の参加数などは、残り計画期  
間1年を残して相当程度目標と差があるものも  
ありますので、今後さらなる努力が必要かなと  
いうふうに考えておりますので、各部局一丸と  
なって取り組んでまいりたいと考えております。

報告については、以上であります。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしまし  
た。

まず、県が出資している法人等の経営状況に  
ついて質疑はありませんか。

○蓬原委員 170ページに、私学振興会の県の評  
価というところがありますよね。退職手当資金

給付事業については、会員負担率を年々引き上  
げるなど積立金の健全化が図られているという  
ところなんですけれど、この会員というのは幼  
稚園の先生方の負担率が上がっているというこ  
とですよ。まず、確認です。

○川口みやざき文化振興課長 幼稚園の会員の  
負担率が上がっているということです。

○蓬原委員 これは今九州内で、どういう負担  
率の高さにありますか。私の認識では、宮崎県  
が一番会員の負担率は高かったんじゃないかと  
思うんですが。

○川口みやざき文化振興課長 負担率は、確か  
に九州内では高いほうにございます。低いところ  
は1000分の54とか62とか65とかありますけれ  
ども、ちょっと高めな状況にはございます。

○蓬原委員 確か本県は1000分の80幾らという  
数字が出ていませんか。

○川口みやざき文化振興課長 平成30年の最新  
の状況で申しますと、1000分の81という形になっ  
ています。

○蓬原委員 非常に本県の場合は高いというふう  
に認識していましたから、今の答弁と一緒にだ  
と思うんですが。要は退職金に対しての資金給  
付事業というのがあって、そちらのほうの割合  
が低いので、この負担金を上げざるを得ない状  
況であって、ここに評価がありますけれど、こ  
れは県が努力したんじゃないかと、県が補助金を  
切られたので、民間というか幼稚園の皆さんが  
努力をして負担を上げたということなんですよ  
ね、そういう認識ですよ。

○川口みやざき文化振興課長 要は積立率がな  
かなか上がらずにといったこともありまして。  
もともと幼稚園は中高よりも低い負担率の状況  
であるというのがありますし。他県と比べると

ちょっと高いところはあるんですけども、自助努力をされているところがあります。

○蓬原委員 給付率も恐らく九州内で一番低いと思います。ですから、今ちょっとこの団体との意見交換で、その話が上がっていて、知事の日本一子育てしやすい宮崎県づくりというのがあったんですけども、その公約に照らしたときに、他県との給付率というか補助率というか、それがために給付率が低いから、対象の会員の負担率を上げざるを得ないという現状が数字としてありました。

だから、そういう状況なので、九州内で一番補助率が低いがゆえに、会員の負担率が一番高いという。このことについては何か将来的には少しでも他県並みにしようとかいう、お考えはないんですか。

○川口みやざき文化振興課長 今、一番高いんではないかとおっしゃられたんですけど、実は負担率を申し上げますと、佐賀県が1000分の84、大分県が1000分の89でありまして、それからしますとうちは1000分の81で、一応3番目であるという状況ですので御理解いただきたいと思います。

○蓬原委員 今ふっと出てきて、私もちょっと自分の認識の中で話をしたので、しっかりしたデータがあるようですから、私もそのデータを認識して、またお話をさせていただきたいと思っています。

○緒嶋委員 芸術劇場再整備をやっておられるわけですが、あれはまだ継続してかなりかかるわけですかね。

○川口みやざき文化振興課長 劇場の大規模修繕の件だと思います。これにつきましては、毎年2億円前後かけてやっているところござい

ます。これまで途中、平成18年度に、19年度からの計画を立てたんですけども、その中でこれまで計画に基づいて平準化を図りながら整備しているんですが、29年度まで約14億8,500万ほどかかっております。

29年度に平成30年度から41年度までの概算をちょっと出しました。施設の耐用年数とか機器の耐用年数とか、そういった法令に基づいて更新したりするものもございまして、平成30年から41年、今後12年間で約23億程度必要だという概算は出しておるところでございます。

○緒嶋委員 改修やりに基金は使えないわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 劇場文化振興基金を県のほうで持っております、それが当初積み上げたときには20億あって、基本、大規模改修と文化振興事業に充てていくことで使ってきております。これが29年度末には7億2,900万ぐらいの残高があるという状況です。

○緒嶋委員 その7億は今後の23億ぐらいかかるものの中に投入することになるわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 今、それを使っていくことで計上はしております、基金を充てるということ。

○緒嶋委員 この芸術文化というのは重要なものでありますけれども、なかなかコストはかかるというか、そういう点では課題も多いわけですので、難しいだろうと思いますけれども、できるだけ経費節減の点はやっぱり、かなり考えなきゃいかんのじゃないかなという気がするわけですが。経費節減の方法というか方策は何かあるわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 改修する箇所は、やはり緊急性、優先度を見極めながらやってい

るんですけれども、特に利用者の安全にかかわる部分を優先するとか、貸館事業に影響を及ぼすものは優先するとか、あと可能な限りメンテナンスで対応できるものはメンテナンスで対応して、現有装置の延命を図るといったことをしていきたいと思っています。

また、コスト圧縮に一般競争入札を入れるとか、そういったことも工夫してまいりたいと思っています。

**○武田委員** 県立芸術劇場で、私もちょっと勉強不足でわからないので質問したいんですけれども。どうしても宮崎市内の近くにあるので、周辺の方々は行く機会が多いと思うんですが、串間に住んでいますと、なかなか遠いというか。これだけの予算があって、本当に芸術文化を育てていくことは必要なことだと思ってるんですが、県内の小中学生とか高校生に対して、バスで行って音楽を聞かせるとか、芸術を見せるということの取り組みがあっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけれど。

**○川口みやざき文化振興課長** 報告書の24ページ一番下の⑤番に、芸術文化発信事業というのを書いておりますけれども、ここに音楽アウトリーチ20カ所、演劇アウトリーチ7カ所、こういったものは、学校の現場に行って、ピアノを弾いたり、バイオリンを弾いたりとかをやっていて、劇場から外に出て、各地域でそういった文化に親しめる環境を提供している状況でございます。

**○武田委員** 予算面もあると思うんですが、教育委員会等と一緒にあって、せっかくすばらしい演奏とか演劇があるんであれば、県内全域の子供たちに、見たり聞いたりする機会を与えていただけるとありがたいなと思っていますので、

よろしくをお願いします。

**○松村委員長** 関連して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○松村委員長** それでは、宮崎県中山間地域振興計画に基づく施策について質疑はありませんか。

**○緒嶋委員** 中山間地域振興のためにいろいろと事業はされておるわけですが、限界集落という言葉があるように、もう奥地の集落はまさに限界というか、5戸あった集落が2戸になり、1戸になりというようなことで、もう消滅寸前の地域が相当あるわけですよ、いろいろ政策はやっておられるけれど。そういう地域の集落を消滅するまでそのような形で置くのがいいのかと。ある意味私は、やっぱり利便性のいいところに移住する政策を進めなければ、もう地域そのものも守れない。周囲は有害鳥獣のため、集落そのものがフェンス、ネットで囲い込まれて、人間のほうが、言わばネットの中にいて、鹿や猿、イノシシが外である。どちらが囲まれてるかわからんような地域が多くなってきてるんですね、奥のほうでは。

やっぱりそういうことを考えた場合に、人の医療とかいろいろな生活のためには、相当苦労されているわけですね。年をとり車の運転もできないということであると、本当にそこで、その人たちを住ませることがいいのかどうかというのが、大きな課題である。これは市町村のそれぞれの首長さんを初め皆さん方が、悩んでおられる。だから、そういうのを県が、国もですが、そういう人たちをできるだけ市町村の中心地に近いところに住ませることによって、その人たちの生活を守る政策をモデル的に私はやったらどうかと。そして、そういうのをほかの地

域にも広めるといふ。網羅的に、その市町村のことを十分考えながら、そういう政策を進めていく必要があるところまで、中山間地域政策はもう来ておるんじゃないかなと。

今のままの形でやるということは、言わば、その人が亡くなられても本当にわからんまま、そこにおられるような形が出てくるんじゃないかなという気がしてならんので。移住でそこに住むという住居の面を含めて、何か抜本的に政策をやはり進める必要があると思うんですが、そのあたりの発想は、もっと強く進めたらどうかという気がするんですが、どうですかそのあたりは。

○日隈総合政策部長 緒嶋委員のおっしゃるとおりで、私は前任が福祉保健部長でしたので、特に訪問看護あるいは介護事業者、非常に効率が悪いもんですから、事業者自体もこれからは多分いかない、非常に大きい問題だと思っています。

福祉保健部のほうでも、一生懸命今、取り組んでおるんですが、例えば介護の加算がつくとか、優遇措置があればいいんですけども、現状としては非常に厳しい。

そういう中で各首長さんたち、特に町村の中山間地域を抱えておられるところは、ある程度命のことを考えれば、そういうことも考えざるを得ないような状況になってきているのかなと思います。

ただ、住民の方、一人一人を考えると、やっぱり死ぬまでそこに暮らしたいという御意見も、お気持ちもありますので、そこも考えながら、方向的にどうしていくかというのを、人口問題等含めて、今後検討していかなくてはいけないのかなと。本当真剣にそういう地域を抱えた市

町村とは議論していくべき時期だというふうに考えております。そういう方向で、今後もう少し詰めていきたいと思っています。

○緒嶋委員 その中で、若い者は、中心地に住んで、両親とかひとり暮らしの人たちのほうが奥に住んでおるようなことで、本当は、それぞれの家が、家庭の問題としても考えんといかんわけですよ。しかし、その中で身寄りがいなくなった人、もう親族も近くにいないような人は、本当に言われたとおり、介護サービスも在宅サービスもなかなかで、デイサービスも迎えにいかん。そうすると、入浴サービスも10キロ、15キロ先のところまで行くと、なかなか効率が悪いので、そこまでやるだけのコストを考えた場合、介護サービスの人たちも体力がないわけですね。

そうなりますと、そういう人たちは介護やらの支援も受けられない。そのまま本当厳しい中で老後を迎えておる姿というのは、見るに忍びないような感じがするので、これはやっぱりそれぞれの市町村が一番考えなきゃいかんことではあるけれども、そこに県が少しでも相談相手になるような形で、どういう制度があるのか。これは国にもお願いして何かそこ辺をやっぴかなければ、私は中山間地域対策といっても、そういうところこそ何とか対策を立てないかんじゃないかという気がしてならんわけですよ。ぜひその点については前向きに、市町村とも十分相談してほしいということを強く要望しておきます。

○井本委員 現実を見ると、なかなか大変なんだけれども、これは増田レポートの選択と集中の理論と同じなんですよね。弱小のところは切ってしまうと、いいところだけ残して。要するに

ミニ東京みたいなのをつくっていこうという発想ですからね。なかなか基本的な考えはしっかり持っているながら、しかし、それも確かに今崩れていく。その集落に住んでいる人たちを救わんといかんというのと、2つ基本的な考えを持つとかんといかんのじゃないかなと私は思うんです。

そもそも国策が間違っているんですよ、私に言わせると。だから本当は国が、この国策を改めて、この前言うように、ミニ東京をつくるような国策じゃなくて、本当に人口がふえていくような国策をとらないかんの間違っていると私は思う。それを反省のないまま、今度は今みたいに一つにまとめようというような発想は、私は本当は主客転倒していると思うんですね。現実と言われるように、確かに困っていることは困っている。

この前、知事も議会で研究会の何とかレポートを、それと同じように説明したでしょう。そっちがつくったんじゃないの、素案は。私はわからんけれども。でも、厚生労働省はそういう研究会をつくって、たしか弱小なところをまとめんといかん。それは増田レポートと全く同じ発想ですよ、選択と集中というね。

しかし、そもそも私は国策が間違っと思う。そこの反省のないまま、この地方創生の変なものをやっているから、もう一回本当は人口がふえていくような、そういうことを考えないかん。その辺がないまま、本当になし崩し的に結局、選択と集中というのになっとるんじゃないのかなと。

でも、確かに緒嶋委員が言われるように、困っていることは本当困っておるわけですからね、それはそれで救わないかん。本当に私からすれ

ば、国策を基本的に正さんことには、これはずつとずるずる少なくなってくると、私はそう思うんですけれどね。どう思います。

○日隈総合政策部長 井本委員のおっしゃるとおり、地域の実情は都市部と大きく違います。先ほどのお話で申し上げますと、例えば介護の問題で言うと、介護度の1と2の国庫負担については、市町村はボランティアとか市民活動とかそういう効率的にできる活動があるからということで一般財源化されましたけれども、例えば椎葉村長と話す、椎葉村と言うと甚だ失礼かもしれませんが、「うちのどこに大学ボランティアとか市民ボランティアがあつて、効率化ができるんですか」と。これが宮崎の現状じゃないかと思えます。

東京都であれば、そういう方たちもたくさんいらっしやつて効率化が図れるから一般財源化して市町村で対応するほうが効率的に、社会保障費の圧縮にも、節約してやれるのかもしれないけれども、なかなか地方の部分はそういうふうにはいきません。しかも先ほど申し上げたとおり、人口減少の中で点在するところを回るのは効率的ではないために事業者の負担が大きいかから手を引いていく。できたらやっぱりそこに加算をしていくとか、そういう政策を打たない限り、なかなかこの地域は守れないのかなと。

発想を変えて、やっぱり都市部と地方部は違うという現状を、我々としては主張していかなければならない、そういう声を全国から上げていく必要があるかなと思いますので、今後ともいろいろな機会に地方の意見は反映させていきたいな、上げていきたいなというふうに思います。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 報告事項につきましては、これで終わらせていただきます。

暫時休憩します。

午前11時56分休憩

---

午前11時56分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

午後は1時5分から再開いたします。

暫時休憩します。

午前11時56分休憩

---

午後1時4分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○重黒木総合政策課長 委員会資料の8ページをお願いいたします。私のほうからは、2件御報告させていただきます。

1つ目が、平成29年度の取り組みにかかる政策評価の結果についてでございます。

まず、1の趣旨等でございますけれども、県の総合計画のアクションプランの29年度の取り組みにつきまして、評価を行ったものでございまして、評価の結果につきましては、県民にお示しするとともに、後年度の予算ですとか施策に反映させていくものでございます。

2の評価の方法でございますけれども、まず内部評価を行っております、これはアクションプランの8つのプログラムを構成いたします28の重点項目ごとに指標をつくっておりますけれども、そのうち29年度に達成すべき目安値、こういったものを設けておりますので、その目安に対してどの程度達成できたか、その度合い

を評価したものでございます。

その上で、(2)の外部評価を行っております。これは総合計画審議会におきまして、内部評価の結果も参考にしながら、8つのプログラムごとに評価を行っていただいたものでございます。

参考までに、総合計画審議会の状況を掲載しております。7月3日に第1回目の審議会を開催いたしまして、知事から諮問するとともに、内部評価の結果について説明し、御議論をいただいたところでありまして。その後、各委員から各プログラムの評価と意見を書面でいただきまして、7月30日の第2回の審議会で意見を集約した答申案を御審議いただき、8月22日に知事へ答申をいただいたというものでございます。

次に、3の評価結果でございます。全体といたしましては、観光再生おもてなしの分野で課題はあるものの、一定の成果が出ているということ。成果や課題を踏まえて、さらに取り組んでいく必要があるといった御意見をいただきました。

前年度との比較を載せておりますけれども、内部評価につきましては、改善が2項目、悪化したものが4項目でございまして、外部評価につきましては、成果が出ているというA評価、これにつきましては昨年度と同じく2つのプログラム、一定の成果が出ているというのがB評価でございますけれども、こちらが1つ減って5つのプログラム、一部成果が上がっていない項目もあるというのがC評価でございますけれども、これは昨年度ゼロでしたけれども、1プログラムとなっております。

次の9ページから、各プログラムごとの評価の一覧を掲げております。表の一番右でございますけれども、外部評価のところでございます

が、プログラム1の人口問題対策プログラムから一番下、プログラム4の地域経済循環構築プログラムまで、昨年度と同じ評価でございます。産業成長プログラムはA評価となっております。

次の10ページでございますけれども、一番上の観光再生おもてなしプログラムにつきましては、昨年度のBからC評価となっております、そのほかは昨年度と同様でございます。一番下の危機管理強化プログラムについては、A評価というふうになっております。評価の下がりました観光再生おもてなしプログラムにつきましては、少し詳しく御説明いたします。別冊の資料1で、「新しい「ゆたかさ」展開プログラム」に関する評価報告という冊子をお配りしております。こちらの冊子の13ページをお願いできますでしょうか。「新しい「ゆたかさ」展開プログラム」に関する評価報告でございます。

細かな指標も含めまして、変更結果を記載しておりますけれども、(1)総括評価ということで枠で囲んであるところの上段にありますように、観光入込客数ですとか、キャンプの受け入れ団体数が前年度から減少しております、また延べ宿泊者数ですとか、訪日外国人観光入込客数、それから観光消費額、こういったものなどにつきましては、増加はしたんですけれども、29年度の目標としていた目安値は下回っているということでございます。

例えば、このページの一番下の表の一番上の行にありますけれども、13ページの下の方でございますけれども、観光入込客数でございますけれども、29年度の実績につきましては1,532万人でございます、28年度の実績をわずかでございまして下回っております。それから29

年度の目安値の1,575万人にも届いていないということでございます。

また上から4番目の観光消費額、これにつきましては、29年度は1,547億円と増加はしておりますけれども、目安値に掲げました1,749億円には届いていないという状況でございます。

こういった指標が、この観光再生おもてなしプログラムでは少しふえたことが勘案されまして、外部評価としてはプログラム全体でC評価となったものでございます。

総括評価にもございますけれども、東京オリンピック・パラリンピックですとか、国民文化祭、芸文祭などに向けまして、本県ならではの資源を効果的に発信いたしまして、インバウンドを含む観光交流の拡大に取り組む必要があるといった御意見をいただいたところでございます。

そのほかのプログラムにつきましても、さまざまな御意見をいただいておりますので、各局と連携しながら、今後の取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

政策評価につきましては、以上でございます。

次に、委員会資料の11ページをお願いいたします。地方版図柄入りナンバープレートについて御説明いたします。

この地方版図柄入りナンバープレートにつきましては、昨年度、図柄の選定等につきまして御報告させていただいておりますけれども、今般1の概要にありますとおり、「走る広告塔」としての機能に着目しまして、地域振興等を図る観点から導入が認められたところでございます。

全国第一弾の41地域の一つとして、本県ではお示ししている図柄「ひなたと海」でございますけれども、これをデザインしましたナンバー

プレートの交付が開始されることになりました。

交付の手数料につきましては、表に記載しておりますけれども、モノトーン版が8,500円、それからカラー版、こちらにつきましては寄附金をいただくこととなりますけれども、寄附金が1,000円の場合は9,500円ということになります。

2の交付の時期でございますけれども、9月10日から事前申請が始まっておりまして、10月1日から順次交付される予定となっております。

また、申し込みにつきましては、図柄入りナンバープレートの事務を取り扱っております全国団体でございますけれども、日本デザインナンバー財団、こちらのほうにお申し込みいただくか、各地域のディーラーとか整備工場を経由して申し込むという形になっております。

4の寄附金の活用でございますけれども、来年度以降となりますが、カラー版ナンバープレートでいただきました寄附金につきましては、地域交通の改善ですとか観光振興に活用される予定というふうになっております。

なお、お手元に資料2ということで、こういったチラシをお配りしております。九州各地域の図柄ですとか裏のほうには申し込みの詳しい方法などが記載されておりますので、また後ほどごらんいただければというふうに思います。

私の説明は以上でございます。

**○岩切国体準備課長** 常任委員会資料の12ページをごらんください。2巡目国体に向けたスポーツ施設整備の進捗について、御報告をいたします。

まず、1の陸上競技場の(1)整備基本計画案についてであります。

別冊の資料3、県陸上競技場整備基本計画案

をごらんください。

この基本計画は、整備に当たりましての基本的な考え方や施設の配置、整備内容、概算事業費やスケジュールなどといった大枠を整理しておりますものでありまして、表紙の裏面の目次にありますように、第1章から第6章まで、項目ごとにまとめております。

主な項目について御説明をいたします。

7ページをお開きください。第3章、施設基本計画でございます。この章は、県陸上競技場として必要な施設基準や機能等について整理しております。

新設いたします陸上競技場は、国体や全国障害者スポーツ大会の開会式、閉会式の会場としての利用が想定されますことから、国体の総合開会式、閉会式や陸上競技の施設基準を満たすものとするほか、国体後の活用といった観点から、サッカー競技やキャンプ誘致等を視野に入れた施設整備を行うこととしております。

9ページをお願いいたします。9ページには具体的な施設・設備の内容を記載しておりますが、主競技場は第1種公認競技場で、収容人数は1万5,000人以上とし、雨天走路や屋内ウォームアップエリア、電光掲示板や照明施設のほか、医科学トレーニング室や競技用車椅子の保管場所等を設置することとしております。

続いて、11ページをごらんください。第4章、整備内容でございます。ここでは施設配置や造成等について整理をいたしております。

12ページをごらんください。ゾーニングと施設配置図を記載しております。ゾーニングでは図の赤い点線枠が、陸上競技場を中心としたアスリートゾーン、緑の点線枠が既存の体育館と多目的広場を中心としたコミュニティゾーン、



紫の点線枠が駐車場ゾーンとして、大きく3つのエリアにゾーニングをしております。

続いて、13ページの公園敷地内の造成につきまして、できる限り公園内で残土処理を行うことで費用の抑制を図りながら、高低差を2メートル程度以内に抑えて、施設利用者の移動や利便性にも配慮した整備としていきたいと考えております。

15ページをごらんください。15ページのとおり、バリアフリー対策につきましては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、さまざまな障がい特性等に対応できるよう、その詳細につきましては、これから設計の段階で詰めてまいりたいと考えております。

次に、16ページからの第5章、事業費等でございます。ここでは、概算事業費や財源等について整理をいたしております。

整備に係る事業費は、主競技場、補助競技場や造成等の合計で概算で約200億円と試算しており、県と都城市のほか、国の補助金等の活用などさまざまな財源確保について検討してまいります。

17ページには、整備の事業手法について記述しております。(1)の施設整備につきましては、県のPPP、PFI手法導入優先的検討規程に基づきまして、従来型手法である公設の形とPFI手法との検討を行った結果、ページ下のほうでございます①のとおり、整備費用について大きな差は見られなかったこと、また、②のとおり、類似の事業におけるPFI導入の実績が全国的にないということなどから、従来型手法であります公設で整備を実施することといたします。

18ページをごらんください。(2)の維持管理

・運営につきましては、直営方式や指定管理者制度、PFIなど複数の方法が考えられますため、どのような方法がよいか引き続き検討してまいります。

最後に、第6章、整備スケジュールについてでございます。

2巡目国体の前年度となる2025年には、リハール大会として競技会を行う予定となりますので、それに間に合うよう、これから基本設計や実施設計、工事等について計画的に進めてまいります。

また、19ページに記述しておりますが、山ノ口運動公園周辺の道路整備や渋滞緩和対策あるいは国体後の施設の活用などといった点につきましても、都城市や競技団体等とも連携をしながら、今後さらに検討してまいります。

基本計画案については、以上でございます。

再び、常任委員会資料の12ページにお戻りください。

(2)のパブリックコメントの実施結果についてでございます。

8月10日から9月6日までの期間で、計画素案に対するパブリックコメントを実施いたしまして、46の個人・団体からさまざまな御意見をいただきました。

1枚めくっていただきまして、14ページからの別紙1をごらんください。ここには、いただいた主な御意見を表の左側に、それに対する県の考え方を右側にそれぞれ整理をいたしております。

まず、1の施設整備の基本的な考え方、基本方針についてでございますが、陸上競技場を山ノ口に新設整備することについて、交通アクセスや宿泊施設、役員等の移動にかかる負担ある

いは距離や集客性などの地理的な観点、また障がい者の利用に係る利便性などについての御意見がありました。

また、県総合運動公園につきまして、県総合運動公園での新設または大規模改修という御意見がございました。

県といたしましては、整備地の選定につきましては、南海トラフ地震の可能性が非常に高く、津波浸水被害が想定される中で、新しく大規模な施設を建設して、国体のような長期間にわたる大規模な大会を県総合運動公園で実施するにはリスクが大きいと考えますことから、都城市から要望もありました山之口で整備を行うこととしたものでありまして、また、県総合運動公園につきましては、今後もオリンピック・パラリンピックの事前合宿や各種大会などさまざまな利用が見込まれますので、引き続き活用することとして、津波避難対策や必要な改修等について検討を進めることとしております。御理解をいただきたいと考えております。

次に、2の施設基本計画、施設配置につきましては、遊歩道やクロスカントリーコースの整備、県産材の活用、災害発生時の水源確保のための井戸の設置や雨水の再利用といった要望のほか、敷地に余裕がなく窮屈に感じるなどといった意見がございました。

次に、3の造成、駐車場等につきましては、公園内の造成高を極力少なくしてもらいたい、あるいは駐車場と競技施設が県道をまたいでおりますので、利用者の移動における安全対策をお願いしたいといった意見がございました。

4のバリアフリー対策につきましては、高い基準のバリアフリーを採用し、設計の段階から当事者の意見を聞きながら取り入れてもらいた

いといった意見がございました。

これらの御意見につきましては、競技団体等の意見を伺い、また、都城市や関係部局とも協議を行いながら、今後の基本設計等において十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、5の事業費や財源につきましては、別の平坦な場所に整備すれば造成費が不要とならないかといった意見や、山之口と県総合運動公園の2つの施設を持つことになるため、維持管理費用がかさむのではないかといった意見がございました。これらにつきましては、今後の設計段階で、造成や維持管理の費用を抑えるための工夫について、具体的に検討をしてまいります。

最後に、6の施設周辺の道路整備や国体後の利活用につきましては、周辺の道路整備の必要性や安全対策、渋滞緩和対策といった要望のほか、大規模大会やキャンプ等の誘致の実現可能性について意見がございましたが、今後、都城市や関係機関等と協議をし、また競技団体等の御意見も伺いながら、その必要性や支援の内容について、さらに検討をしてまいります。

パブリックコメントの意見については、以上でございます。

再度12ページをお願いいたします。

(3)の今後のスケジュール案でございます。基本計画案においても記述しておりましたが、今後、整備基本計画を取りまとめまして、その後、今年度内に造成や競技場の設計等の発注準備に取りかかることといたしております。

13ページをごらんください。

2の体育館についてでございます。

まず、(1)の整備内容です。

メインアリーナとサブアリーナが必要でござ

いますので、その整備方法といたしましては、既存の延岡市民体育館を廃止してメインアリーナとサブアリーナを新設し市民体育館の機能を担わせる案と、既存の市民体育館をサブアリーナと位置づけてメインアリーナを新設する案で、延岡市と調整を進めております。

また、敷地内と近隣に別途駐車スペースを確保することといたしております。

(2)の今後のスケジュールでございますが、11月を目途に基本計画素案の整理を行いまして、1月にパブリックコメントを実施、年度内に基本計画として取りまとめる予定であります。

次に、3のプールについてでございます。

まず、(1)の官民対話の実施結果についてでございますが、整備手法の1つとして考えられる民間事業者との連携整備の可能性について情報収集を行うため、事業発案の段階における事前のサウンディングとして、官民対話を7月に実施いたしました。参加いただいた15グループ20社から、さまざまな御意見を伺いました。

意見の具体的な内容は、常任委員会資料の後ろの16ページの、別紙2のとおりでございますが、宮崎市錦本町の県有グラウンドのほうで連携整備の可能性が高いとの意見が、多数ございました。

これらの意見等を踏まえまして、13ページの(2)にございますとおり、体育館と同様、11月を目途に基本計画素案の整理を行いまして、1月にパブリックコメントを実施、年度内に基本計画として取りまとめる予定であります。

説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○緒嶋委員 陸上競技場の用地買収の状況は、どうなってるわけですか。

○岩切国体準備課長 用地の買収につきましては、都城市が主体となって動かれるということで、一応、新しい公園の区画を前回お示したところでございますので、それに従って取り組みを進められているところでございます。

○緒嶋委員 もう、その買収の手続に入っておられるわけですか。でないと、もう19年度から造成に入るといような感じになれば、買収ができんと造成もできないわけでありまして。そのあたりは大丈夫なわけですか。

○岩切国体準備課長 周辺の地権者の方々には、都城市のほうからお話をしているということでございまして、今のところ、その同意といえますか、不都合な御意見は聞いていないという話でございますので、計画どおりに進めることができるものとは考えております。

○緒嶋委員 買収については都城市が責任を持つということで、土地は、都城市の所有になるということですか。

○岩切国体準備課長 陸上競技場につきましては、都城市の都市公園という形になりますので、用地につきましては、都城市の所有という形になります。

○緒嶋委員 県が、造成をすることになるわけですか。

○岩切国体準備課長 費用の負担につきましては、今、都城市と我々県のほうで、具体的な取り扱いについては協議を進めているところでございます。

○緒嶋委員 やっぱり、交通の利便性等から平坦なところにつくったほうが、本当はよかったです。

わけですね。山之口の運動公園ということで、もう決まったわけですけれども、やっぱり造成についても、ほかの平地なら買収すれば、すぐ建築にもかかれたわけです。そして、造成に相当、金がかかるんじゃないかなと思う。

造成費は、どのくらいで試算されておるんですか。

○岩切国体準備課長 整備基本計画案の16ページに、事業費の概算というのを書いております。その中で、造成につきまして約40億ということで見積もっております。

○緒嶋委員 平地ならば恐らく40億は買収にかからなかったじゃろうと思うんです。それぐらい、この造成費にかかることは、ある意味では大きな課題でもあろうと思うんです、最初から、このあたりの考え方が、どう考えても。やっぱり、それだけ造成にかかることは大変なことじゃないかなと思っているんですけれども、ある程度、造成についても都城市に負担してもらう必要があるんじゃないですか。

○岩切国体準備課長 費用の負担につきましては、造成、それからそのほかの工事もたくさんございますので、あわせて都城市と調整、協議を進めてまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 それと、造成にしても本体工事は切土のところにつくらんと、地震が来た場合には恐らく液状化現象みたいになって大変なことになると思うんですけれども、その主グラウンドは切土のところ全部できるわけですかね。

○岩切国体準備課長 現在、我々が想定している中では、主競技場については切土が多い箇所のように配置をすることにいたしております。

○緒嶋委員 その「多い箇所」の意味がちょっとよくわからんけれど、全体が切土のところじゃ

ないと、恐らく、これは大変なことになる。震度6、7が来たら、もう大変なことになるんですよ。

○岩切国体準備課長 委員のおっしゃる危惧は我々も持っているところですので、極力、あるべき形で整備ができるように調整をしてまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 場所を選定する条件の中で、やはり、その「買収だけは都城市がします」だけでは済まない。造成費のことも頭に入れた対応でないと、そこ辺は最初から私は問題があったんじゃないかなと。その建設については県が持つにしても、ほかの平場の、都城インターの近くならば、その造成費40億が要らなかったわけで、それは県が40億出して買ってつくったほうが、かえって県の負担が安かったことになるような気もせんでもない。

それと、もう一つは、スマートインターは一台一台バーがおりて、やるわけですね。そのあたりも、やっぱり時間的なスムーズさを考えたら、スマートインターそのものが、普通のフルインターぐらいにならんと大会のときにスピーディーにマイカーなんかが入り込めるんじゃないかという懸念もあるわけです。この場合はネクスコでありますけれども、やはり、そこ辺との相談というか、それもやっておられるわけですか。

○岩切国体準備課長 現時点で具体的に協議をしているところはまだないんですけれども、いずれにいたしましても、国体に向けて、周辺の渋滞対策といいますか交通対策は、非常に重要な事項でございますので、今後、設置しております国体準備委員会も含めまして、詳細に検討を進めてまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 そこ辺を十分進めないと、実際、もう五、六年はすぐ来るわけですよ。長いようで割と時間的にはないと、私は思うんですよ。そこ辺を考えた上で、相当スピーディーに全てを進めないといけないし、問題は、その用地の買収が本当に順調にいくかどうかということも含めて、やはり都城市とは、相当、積極的に対応を考えていかないといけない。

もう一つは、今の木花の運動公園の津波対策も、やっぱりこれとあわせて。どうせ国体のときには、あの木花の運動公園はかなりの種目の競技がなされるだろうと思っているんですよ。その点では、木花の整備も、やはり都城の陸上競技場と同じようなペースで対応しなければ。津波対策は後回しというわけにはいかんのかなと思うんですが、そのあたりの整合性というか、事業的に話は進められておるわけですか。

○岩切国体準備課長 木花の県総合運動公園の津波対策につきましては、一義的には県土整備部のほうで検討をされているところでございます。

あと、いろんな競技施設、委員がおっしゃったとおりでございます。例えば自転車競技場とかにつきましては、今の状態では、木花の運動公園にしかないというところもありますので、まだ競技会場自体は、決まっていないものが多数ございます。今後、その競技会場の選定の状況を踏まえながら、整備についてもあわせて考えていくことになろうかと思っております。

○緒嶋委員 津波対策は、県土整備部だとしても国体のための対応だから、やっぱり国体の課長のところがリードしていかんと。それは県土整備部の所管ですわというような発想じゃ、

ちょっと心配があるんですが。そのあたりの認識はそれでいいんですかね。

○岩切国体準備課長 庁内でも、非常に頻繁に情報交換等、情報の交流をさせていただいております。その中で、全庁を挙げて国体の開催に向けて進むという方向でいけるものと考えております。

○緒嶋委員 木花の津波対策には、どれぐらい金がかかるわけですか。

○岩切国体準備課長 済みません、ちょっとお待ちください。

○松浦総合政策部次長(政策推進担当) 木花の津波避難対策の費用につきましては、この施設整備の場所を決めていく過程の中で、県土整備部のほうである程度計算されたときの数字でいきますと、大体50億から100億ぐらいの間と出ていましたけれども、これは多めに見てということで、ここから、どういうふうな形でうまくできるかを今検討されております。そういった形での検討を進めているというふうな状況でございます。

それから、先ほど、県庁全体としてここをしっかりやっていくべきだというふうなお話がありました。確かに、そういうことをしていく必要があると我々も思っております。副知事を座長にしました庁内の検討会議といいますか、そういったものは持っておりますので、その中で議論で、木花の津波避難対策についても、できるだけ早目にその方向性を出して整備していくというような、総論ではありますけれども、意思確認はしたところでございます。

○緒嶋委員 この国体は、当然、宮崎県でなされることは、もう決定でありますけれども、全体的に、陸上競技場と津波対策、プール、体育

館等、総合的に考えたら、全体で大体何百億かかるわけですか。

○日隈総合政策部長 事業費は、精査はしておりませんが、恐らく五、六百億ぐらいに積み上がるのかなと思います。

それと、もう少し補足で説明させていただきたいと思います。先ほどの説明の中で、山之口に整備ということの理由でちょっと欠落していたので、もう一度なんです、都市公園地域内に建設すれば、国土交通省の社会資本整備総合交付金、いわゆる補助金の対象になるというのが一つ前提にありますので、今回の場所選定は、都市公園を中心にしたということでありませう。

正直、私個人的に考えると、緒嶋委員と全く同じで、例えば都城インターの近くがいいんじゃないかという考えもありましたけれども。しかし、この地域で、インターの近くでいうと、農振、農転等の関係でかなり時間がかかるということと、都市公園には持っていけないということで、国からの補助金の対象にならないとか、そういうことがあるということでございます。

もう一つ、木花の津波対策については、あくまでも緊急避難的にやる部分、それと競技を行うために再整備をする部分になるんですけれども、津波ということだけで考えると、先ほど担当課長からも説明しましたが、ある程度期間が長い大会とか、たくさんの方が集まる大会を開催するには、ちょっと……。緊急避難はできるんですけど、その後、競技が再開できるかということ等を考えると、なかなか木花の場合は難しい点もございませう。そういうことも含めて、今回、高台になりますけれども、都城地区の選定になったということございませう。

○緒嶋委員 都市公園だから補助があるという

が、補助はどの程度あるわけですか。

○日隈総合政策部長 これは国土交通省の毎年の予算の中で決定されていくと思うんですけれども、大ざっぱに申し上げると、全国の例を見ますと、50億程度が一つの目安なのかなと。なかなか、じゃあ、50億とれるんだねというわけにはいかないんですけれども。予算の規模がありますから、その年その年の需要額を国土交通省のほうで見込んで、それを何カ年に分けて、どうするかということも含めて、宮崎県がどれだけ確保できるかというのは、これから我々の努力次第かなと考えています。

○緒嶋委員 一方では財政の健全化とかいろいろ言われる中で、五、六百億という金は、もう宮崎県にとっては、相当な負担につながる。それを起債で、一時はやらないかんわけでしょうから、そういうことを考えた場合には、いかに経費を減らすかという視点をやっぱり十分考えながら進まんと。

極端に言えば、これは県民から見て「それぐらいかかるとなら、国体をもう返上したらよかつたんじゃないか」というような。そういうことは、もう今さらできんけれども、内心、そういう認識もやっぱりあるだろうと思うんですよ。

だから、粗悪なものをつくっちゃいかんけれども、経費節減については、逆に言えば国の補助金を余計もらうことも含めて、やはり県の持ち出しをいかに減らすかと。

そして、県民が、本当にできてよかつたなというようなことじゃないと、後で無用の長物みたいになっては大変だろうと思うし。延岡の体育館にしても、用地買収は容易じゃないんじゃないかなという、私は懸念も持っておるわけ。これはほかのところについても——まあ、錦本

町のアそこはもう県有地じゃから、どうこうはないでしょうけれど、ほかのところについては、やっぱり簡単にいかんのじゃないかなということもありますので。今聞いただけでは、はっきり言って、やっぱり経費がかかり過ぎると。

その前に、今度の県議会でもあった、庁舎をどうするとかの問題も。実際は国体よりも庁舎のほうが重要じゃないかと、我々は、内面は思うところもあるんですよ。

そういう点を考えた場合に、これは相当、経費縮小は——都城市も、あれだけ誘致したからには、やっぱり向こうの負担も県と同じくらい負担してもらおうような気持ちで取り組む必要があるだろうと、私は思っているんですが。

その意気込みは、どうですか。

**○日隈総合政策部長** 建設予定地であります都城市、そして県北の体育館の延岡市とも、その点については鋭意進めてまいりたいと考えております。

また、財源の話でもう少しだけ補足で申し上げますと、できるだけ交付税措置のある起債を活用できるように工夫と国への要望等もあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

**○井本委員** 延岡も、都市公園区域になっているんですか。

**○松浦総合政策部次長（政策推進担当）** 延岡の体育館のところは、特に公園という整理になっているわけではございません。通常の市有地となっております。

**○井本委員** そうですか。いや、あそこはなっとなるから、あそこに絶対建てないかんのだという話を何か聞いたもんだから。そうじゃないわけですね。

**○右松委員** 宮崎市ということで、プールでござ

いますが、場所は、当初の予測どおりといたしまししょうか、わかりました。

それで、どのような規模でいくのか。そして、もう一つ、複合型——スポーツメディカルとかトレーニングとか、そういった複合型なのか、プール単体なのか。そういった事業費を、本当に今厳しい状況の中で、どこまでかけられるのかも含めて、まだその辺が表に出てないところもありますので、そのイメージがまだちょっと湧かないんですよ。

それで、現状で、9月に検討状況報告ということは、これなのか、ちょっとわかりませんが、11月に、もうあと2カ月で素案を整理されて出されるということですので、ある程度固まっている状況なのか、それも含めて教えてください。

**○岩切国体準備課長** プールにつきましては、まず国体を開催するという前提でございますので、50メートルプールと、補助プールとして25メートルプールが必要であるという部分。それから、ある程度の観客席を仮設も含めてつくれるような施設であること等が想定されるものだと思っております。

規模感や、それ以外の施設については、先日の官民対話の中では、民間事業者が、いわゆる県民も使えるような形の施設を併設するような形で整備をするというような考え方を示されたところもございます。

いずれにいたしましても、今後、基本計画という形で内容を取りまとめてまいりますので、その中で一定の方向性を出してまいりたいと考えております。

**○右松委員** 現状で、基本計画素案が出て、そこでのまた議論になってくるのかなと思います

が。

それから、きょう午前中の一番最初にやりました、宮崎駅西口駅前広場のにぎわい創出なんですけれど、経済団体との意見交換の中で、今の北警の隣ですよ、あそこに、設置をした際に、例えば、これはもう私から聞けば、物すごい費用もかかるでしょうし、どこまで実現性があるのかわかりませんが、その経済人の方は、地下で結びたいとかですよ。これはもう、この場で議論するようなものじゃないかもしれませんが、いろいろと、それ相応の地位のある人が——あの方はいろんな発想豊かな方ありますけれども、そういうことも考えられたようでございます。

ですから、一応、県としても方向性を今後出していかれるでしょうけれども、ある程度固めた形で出していただくと、またいいのかなというふうに思ったものですから。

状況的には、今話せる部分だけのところはわかりましたので、また今後ちょっと詰めていってもらいたいかなと思います。

**○岩切国体準備課長** 検討については、これから随時、真剣にやってまいりたいと思います。

御説明すべきものが取りまとまりましたら、すぐに御説明ができるような形で対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

**○松浦総合政策部次長（政策推進担当）** プールにつきましては、民間との連携というか、民間に土地を貸してつくってもらうのか、PFIという形でやるのか、いろいろありますけれども、そういうような可能性がどれだけあるんだろうかという調査をいたしまして、錦本町のほうであれば、それなりの、経費節減も含めてやっ

ていけるんじゃないかという意見が、かなりあったというふうなことでございます。

もう少し内容を整理した上で、場所をまず決めるということ、そして、そのプールについて、どういうグレードのものをつくるか。これは国体のためにということでありましてけれども、そういう施設設備をどういうふうにするかを整理していく。これが、基本計画の主な内容になってくると思います。

その結果として、PFIならPFIとしてやっていく、やっていかないというふうなところを整理すると思っておりますけれども、仮に、錦本町であるとすれば、土地はかなり広うございますので、そういったところのほかの使い方をどうするのかは、恐らく、そのPFIであれば民間からの提案を受けて検討することになりますが、その基本計画の中で、こういうふうな開発をするとかいうところまでは、多分行かないと思います。

基本は、施設をどうつくるかが基本計画だと思いますので、我々が今、早急に整理しようとしているのは、そういうふうな内容だということで御理解いただければと思います。

**○武田委員** パブリックコメントについて聞きたいんですけど、素案を出されて、46個人・団体からですので、市とかが出すよりも、すごい人が。やっぱり、ちゃんと認識があるんだなと思っているところです。

基本計画の素案に対する、県民の皆様からいただいた意見に対する県の考え方というのは、素案どおりの考え方がずっと出ていると思うんですが、パブリックコメントして、素案を変えていくようなことがあるのかなという疑問が、これを見ているとあるんですけど、そこあた



りはどうなんでしょうかね。

**○岩切国体準備課長** パブリックコメントで今回いただいた意見の中に、一番最初にありました建設地の話というのもございますし、あと、こういう施設を、こういう設備を入れてくれというようなものが多数ございました。その施設・設備の部分につきましては、この基本計画の中で全てを書くのは想定されておりませんので、その部分については、今後のいわゆる基本設計等々の段階で反映させていただくことになろうかと思えます。

ただ、幾つかの方からは、記述の仕方がおかしいという指摘があった部分は確かにございました。その部分については、今回、案という形でお出ししておりますが、修正を入れております。

具体的に申し上げますと、1カ所だけちょっと御説明をしますと、資料3の7ページに、施設基本計画の中の3、施設機能に関する基本方針(ポイント)というのがございます。この(1)の機能性のところで、黒四角の2つ目がございます。ユニバーサルデザインの導入というところがあります。これは、当初、いわゆるパラアスリートのために、ワンタッチで沈下する縁石を陸上競技場内に採用するという書きぶりをしておったんですが、これについては、「それはパラアスリートの利便性のものではない」という御指摘がございました。削除をして、その上で、一番最初にあります、動線上にスロープ又はエレベーター等を設置しますという、いわゆる動線確保の形で修正をしているものもございます。

**○武田委員** この県の考え方について、ちゃんとホームページ上で出されていると思うんですが、1回県民の方から意見をいただいております。

するところ、もう少し何か、丁寧にできるような……。

その答えに対して、県民の皆さんの声を聞くと、結構、県議会の委員会の中とか一般質問の中でも出されている意見と同じような意見がやっぱり多いなという感じがします。部長の答えとか皆さんの答えを聞いていると、納得する部分があるんですが、この書き方ですと、なかなか、そこまで納得できるのかなと。

この委員会の中では、意見をお聞きして、ある程度納得できるものも多いと思えますし、私としても、宮崎市に全部集中するよりも、県全体にスポーツランドみやざきとして拠点をつくっていくやり方が地方創生の中でもいいのかなという思いもあるんですが。もう少し丁寧に県民の皆さんにお答えいただけるといいかなと思っていますので、今後また、年明けてパブリックコメントがありますので、そこはよろしくお願いいたします。

**○松村委員長** 国体スポーツ施設に関して、質疑はありませんか。

**○前屋敷委員** プールに関して、委員会資料の16ページのところの4ですね、対話の内容というところで、(1)の下、2つ目の黒ぼつですが、現在プールのあるところのヤマザクラ総合運動公園内の施設全体を含めてのことなんでしょうけれど、非常に、やはり施設としては高く評価をされているというのがあって、ここに関しての県の位置づけというか、その辺の評価はどうなんでしょうか。

**○岩切国体準備課長** 県の総合運動公園の位置づけということで、よろしいでしょうか。

**○前屋敷委員** はい。

**○岩切国体準備課長** 先ほどもちょっと申し上げ

げましたとおり、県の総合運動公園、いろんな施設が総合的に整備をされているということはございます。

ただ、現在の、いわゆる施設基準に合わない部分も幾つか出てきてはいるにしても、総合的に整備がされている状況でございますので、今後、その競技会なり、練習に使うということで、必要な改修については行い、検討を進めながら、引き続き、県の重要な、いわゆるスポーツ施設として活用していくことにはなるものと考えております。

○前屋敷委員 私が聞き漏らしていたかもわかりませんが、今のその施設そのものは今後も維持して活用はしていくという意味合いでいいわけですね。わかりました。

○日隈総合政策部長 今回の木花にある県営プールですけれど、これでは、国体の基準は満たせませんので。

○前屋敷委員 はい。それは、わかります。

○日隈総合政策部長 いずれにしても、建設をするか、それもまだ結論は出していませんが、一番安い屋外型から、屋内型まで、どうするかという検討をし、取りまとめていきたいと思っています。

ただ、プールは、特に屋内になりますと、水と電気がかなりかかりますので、先ほど次長もちょっと申し上げましたけれども、全体的にそのコストをどう落としていくかと。科学的に省エネタイプは当然のこととして、あと、そのかかる費用をどう、どこから賄っていくかも、提案で出てきているんですけれども、ちょっと考えていかないと、莫大なお金がかかります。

そういう点も、今後検討していく。あるいは、民間から提案をいただいて、できるだけ行政コ

ストを圧縮していくということは考えないといけないのかなと思います。先ほど緒嶋委員からもありましたとおり、行政経費がかかるということを見ると、インシヤルコスト、建設コストだけじゃなくて、ランニングコストのことも考えながら、今回の建設について検討していく必要があるのかなと考えております。

○田口副委員長 延岡の体育館のことで、ちょっとお聞きします。

先ほど、体育館の中では案の1と案の2というのが出ておりますが、これは延岡の、9月議会でも大分質問が出ておまして、まだ市長は明確にどっちだというのは出せなかったんですけども、これはもともと、市の意向に沿って案の1か案の2になるということでいいんでしょうか。

○岩切国体準備課長 市とも十分に協議をしながら今詰めている段階の案と考えていただければということでございます。

○田口副委員長 そうすると、今後のスケジュール案というのが、30年の9月に検討状況報告、11月に基本計画素案の整理と、そこに出ておりますけれども、そういう意味では、この案の1と案の2の、大体タイムリミットと申しますか、いつごろまでに結論を延岡市に出してほしいという思いがあるのか、お聞きします。

○岩切国体準備課長 基本計画の素案を取りまとめる必要がございますので、なるべく早目に、延岡市さんと協議をした上で決定をしていきたいと思っております。

○田口副委員長 ちょっと漠然として、よくわからなかったんですけども。

要するに、11月までには決めてくれということでもいいんですか。(「はい」と呼ぶ者あり) わ

かりました。

○松村委員長 国体スポーツ施設でほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑はないということで、ほかの報告事項について、ありませんか。

○右松委員 1点だけです。

政策評価の部分ですけれど、いろいろと先ほど説明があって、どうしてもCとかに目が行ってしまう。BからCに移ったところにも、やっぱり目が行ってしまう。でも実際は、やはり目標値に届かなかったと。

具体的に、その本質的な部分が、どうなのかというところは、なかなかやっぱり政策評価というのは非常に難しいのかなと思うんですね。

政策項目、評価項目があり、それに沿った形でやらざるを得ないので、そうなんですけれど、総合計画審議会の有効性というか、言い方はちょっと変かもしれませんが、存在意義といいたいでしょうか、その政策評価の部分と、それからもう一つ政策提言の部分と。参考になる提言が出てきているのかどうか。そしてまた、場合によっては、有意な意見に関しては柔軟にそれを取り入れていく場になっているのかどうか。その部分をちょっと教えてもらいたいかなと思っています。

○重黒木総合政策課長 政策評価につきまして、右松委員がおっしゃるとおり、なかなか難しい部分がございます。

そういう意味で、内部評価と外部評価に分けて評価をしております。内部評価のほうは、ある程度定量的にというか、機械的にというか、そういう形で評価しております。

審議会におきましては、我々が内部評価のほ

うである意味機械的にやったものを踏まえて、それを、プロセスですとか定性的な部分も含めて評価いただくという。審議会として全体を見渡した上で、全体の状況を踏まえて、最終的に、外部評価という形でAとかBとかCを評価していただいている。我々が事務的にやっている内部評価と、外部評価を、そういう意味でバランスをとった形で政策評価をしているのかなと思っております。

それから、その際、委員の皆様からは、単純な評価だけではなくて、評価に当たっていろいろ御意見もいただいております。もちろん政策評価の審議会の中でもいただいておりますし、現在策定を進めています総合計画の長期ビジョンの中でもいろいろな御意見をいただいております。

政策評価の中では、例えば観光の面、今回ちょっと余り芳しくなかったんですけれども、資源の効果的発信をもうちょっとしないとか、観光ニーズが非常に多様化しているので、インバウンドも含めて、そこらあたりの対策をさらに進める必要があるとか、そういった御意見をいただいたり。それから人口問題が一番喫緊の課題ですので、厳しい現状について御指摘をいただいた上で、若者の定住に向けたさまざまな提言もいただいております。

そういったものを踏まえて、政策評価はもちろんですけれども、それ以降の、例えば申し上げました長期ビジョンですとかアクションプランの策定、そういったものにも反映させていきたいと考えております。

○右松委員 わかりました。

今回、C評価、それからBからの部分——中身を細かく言うと、観光と、それから健康の部

分とか、これから本県が進む中で、重要なポイントになる分野なもので。

かといって、これを見て、この評価で即座にそのまま本県の現状を分析できるかというところ、そうでもないところもちょっとあつたりするものですから、政策項目、その辺も含めて、より県の政策の部分で役に立つ、そういったところも、項目に入っていく中でやっていただくと、非常に意義のある評価になってくるのかなと思っているものですから。一概に、それでCだからどうかというのも単純にはなかなか言えないかなとちょっと思ったもので。

あとは、できれば、その部分で出てくる政策提言に関しては、有効なもの、有意なものはぜひまた検討材料に入れていただいて、私たちにもそれを紹介してもらおうとありがたいのかなと思つたところでした。

○松村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他報告事項については、質疑がないようです。ここで終わらせていただきます。

最後に、その他で何かありませんか。

○重黒木総合政策課長 それでは、午前中の御審議における予算の関係で、宮崎駅西口駅前広場の再整備の関係図面をつくりまして配付させていただきましたので、この図面につきまして少し簡単に御説明させていただきます。

この図面は、現況をもとにつくっている図面ですので、必ずしもわかりやすい図面とはいえない部分もありますけれども、急ぎ、つくらせていただきました。

図面の右側が、宮崎駅、今の駅舎となっております。駅舎と、上のKITENビル、それか

ら下のほうは今回の開発予定地ですけれど、ここに挟まれた部分が、いわゆる宮崎駅前の西口駅前広場と言われているところでございます。

面積が、全体で1万1,000平米ございまして、駅舎よりの部分、大体3分の1ぐらいがJRの所有となっております。左側になりますけれども、7,200平米、大体3分の2ぐらいが県の所有になっているところでございます。

今回、にぎわいの創出を図るために整備を検討していこうという部分につきましては、この駅前広場の下半分ぐらいのところ、今タクシープールが大宗を占めていますけれども、ここをある程度、歩道を広げていくような形で、中心市街地に人の流れをつくっていく、あるいはイベントができるようなスペースを確保していく。こういったものについて、この中で何らかの整備の方向性を考えていきたいと思つているところでございます。

説明は以上でございます。

○松村委員長 質疑はありませんか。

○井本委員 タクシープールがなくなったら、タクシーはどこへとめると。

○重黒木総合政策課長 タクシープールにつきましては、当然駅前に必要だと思っておりますので、ある程度を圧縮といいますか、少し狭くなるような形になるかもしれませんけれども、タクシーの利用者といいますか、協会等とも調整を図りながら、どういうふうにレイアウトしていくのか、そういったものも含めて検討していきたいと思っております。

○井本委員 もう一つ。

ここの施設は、県がやったんですか。

○重黒木総合政策課長 現在の駅前広場につきましては、平成5年度から7年度ぐらいまでか

けまして県のほうで整備して、今の形になっております。

○井本委員 そのとき、J Rとか市とかに対しては、もちろん協議しながらやったんだろうけれど、金銭的負担は何もなかったの。

○重黒木総合政策課長 そのときには、同じように検討委員会を設けて、駅前広場、このときは高千穂通も含めてでしたけれども、検討をしました。

負担につきましては、ここにJ Rの用地も入っておりますので、J Rのほうには一部負担を求めて、整備しております。

○井本委員 どのくらい。

○重黒木総合政策課長 当時は、全体の事業費が約10億円でしたけれども、負担を求めたのが9,600万円だったように記憶しております。

ですので、今回の整備に当たりましても、このJ R用地について、相応の負担が必要ということであれば、その負担も含めて協議していくような形になるのかなと思っております。

○井本委員 さっきの蓬原委員の話じゃないけれど、これは、そもそもが大体、宮崎駅のためにやっっているから、1割ぐらいの負担しかしないのも、何かちょっと不平等の感じがするんだけれど。どうなんだろうかね。

○重黒木総合政策課長 当時のその負担の協議がどのようになされたのかというところにもなるんでしょうけれども、県といたしましては、宮崎の県都である宮崎市の玄関口として、どういう役割を担わせるべきかという議論があった上で、そういった負担割合が定められたと思っております。

当然、駅を利用する方々の利便性の向上と、当時もそうだったんですけれど、駅からおりて

各地に行くときに、どのように公共空間として整備していくべきか。その役割分担の中で、負担の割合とか区分が決まっていたんだというふうに理解しております。

○蓬原委員 思いがけないところで、そのJ Rの負担の話が出てきたので。

その当時の9億幾らでしたかね、その事業の中で、J Rが何千万かという数字が今出てきましたが、その負担のときの内訳というか、どういうところで、どういう部分を、どう負担したのかという、そのところをちょっと。当時は出しているわけですね。間違いがないように、詳しく教えてください。

○重黒木総合政策課長 負担につきましては、宮崎駅前広場の全体の総事業費、これが最終的に9億5,000万円余りということでした。

それに対して、どこの場所だということではなくて、全体の負担として、J Rのほうに9,600万円負担していただいたということになります。

○蓬原委員 まあ約1割強、負担をなさっているということですね。だから、井本委員からも今あったけれど、どことなく、僕ら民間の感覚からすると、そういう気がするんですよ。

だから、もし、ここに県の土地がなかったら何もしなくていいんだよねって、僕は今ちょっと逆説的に質問から、売り、貸しの、そういう話になってきたわけであったんですけどね。

あとは、ふるさと納税の話までしたけれど、そういう議論をしてきたのかという経緯を聞きたかったので、したわけだけれども、このとき出しているのであれば、じゃあ当時の——これは1年処分だったか何年処分だったか、それは

この前も議論があったけれど、長く記録を残すべき書類じゃなかったかもしれないので、わからないかもしれませんが、できる限り、このときの負担は何だったのか、どういうことでこういうことになったのかというのは、やっぱり一回参考にされたらいかがですかね。

○重黒木総合政策課長 蓬原委員のおっしゃるとおり、当時の経緯も含めて、どういった形で負担したのかというのをまず調べた上で、今回の整備の中でどのように民間事業者と行政側と負担を求めていくべきなのか。それについては、検討委員会等の中で協議を重ねて話し合って決めていくことになるかというふうに思っております。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田口副委員長 この委員会がいいと思うんですけれども、先日出ました宮崎市の会計検査院の交付金に関する件で、ちょっとお聞きいたします。

何か宮崎市の虚偽報告というので新聞にも大きく出ましたけれども、機器の納品に関して、設置と代金支払いに違いがあったということで会計検査院のほうから指摘を受けて、交付金を返さないというふうなのが出てきていると聞きましたが、この件に関して、市から県に対して一切相談はなかったのかどうかを、まずお聞かせください。

○日高中山間・地域政策課長 補助金の申請等に係る事務上のお話は当然伺っておりますけれども、今回問題になっているようなことについての相談ということは、ございませんでした。

○田口副委員長 問題が発生してからの相談はなかったということであるならば、今、会計検査院が交付金の返還と、加算金もというような

話も来ているようですけれども、この3,210万プラス加算金も含めて、県は、一切責任を負うことはないと理解しておいてよろしいんですね。

○日高中山間・地域政策課長 はい。現段階で、そういうふうに判断しております。

○田口副委員長 判断していると。明言はできないんですか。

○松浦総合政策部次長(政策推進担当) ありません。

○田口副委員長 それをはっきりすれば、大丈夫です。

○松村委員長 ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後2時19分休憩

---

午後2時26分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○畑山総務部長 総務部でございます。

まず、御説明に入ります前に、おわびを申し上げます。

先般、旧優生保護法に関する資料の取り扱いや、知事部局における障がい者雇用の事務処理におきまして、不適正な対応がありましたことに、心よりおわびを申し上げます。

今後このようなことが発生しないよう、適正な事務処理の徹底に努めてまいりたいと考えて

おります。

なお、これらの件につきましては、本日、その他報告事項で御説明をさせていただきます。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、総務政策常任委員会資料により御説明をさせていただきます。

あらかじめ配付しておりました資料の中の数字に一部誤りがありましたので、差しかえの委員会資料を机上に配付させていただいております。申しわけございませんでした。この差しかえ資料のほうで御説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをお開きください。

平成30年9月補正予算案の概要(議案第1号)についてであります。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は、国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、補正額は、一般会計で71億6,370万3,000円の増額であります。

また、この補正による一般会計の歳入財源としましては、分担金及び負担金が3,132万円、国庫支出金が4億256万7,000円、繰入金が310万円、繰越金が66億40万8,000円、諸収入が280万8,000円、県債が1億2,350万円であります。

これらの結果、9月補正後の一般会計の予算の規模は5,906億6,504万1,000円となります。

2ページをお開きください。

一般会計歳出の款ごとの内訳でございますが、主なものを申し上げますと、一番上の総務費は、平成29年度一般会計決算に伴う繰越金の一部につきまして、地方財政法の規定により、県債管理基金へ積み立てるもののほか、民間事業者が行う宮崎駅西口開発により生まれる人の流れやにぎわいをさらに活性化するため、関係者によ

る検討委員会を設置し、西口駅前広場のあり方及び再整備に関する基本計画を策定するための経費を計上するものであります。

1つ飛びまして、衛生費でございますが、宮崎市郡医師会病院等の整備及び総合及び地域周産期母子医療センターの運営を支援するための経費を計上するものでございます。

その下の農林水産業費は、鳥獣進入防止柵の整備を支援するための経費の増額や、新燃岳の降灰被害を受けた原木しいたけ生産者に対し、生産再開に必要なほだ木の造成を支援するための経費のほか、硫黄山噴火に伴う長江川・川内川水域の農業用水確保のための調査等の経費や、漁港整備を行うための補助公共事業の増額等の経費を計上するものでございます。

なお、長江川・川内川水域の農業用水確保のための調査等の経費につきましては、さきの6月補正予算におきまして県単公共事業として計上した事業について、新たに国庫補助が認められたことによりまして、事業規模を拡大し、補助公共事業として改めて計上をしております。

その下の商工費は、県総合運動公園のウェートトレーニング場整備のための設計に必要な経費を計上するものでございます。

予算議案につきましては、以上でございます。

続きまして、特別議案について御説明をいたします。

飛んで、資料の6ページをお開きください。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴い、引用する関係規定の改正を行うものであります。

次に、7ページをごらんください。

議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、地域再生法等の一部改正に伴い、一定の要件を満たした施設を設置した者に対して課する県税の課税免除措置を整備するための改正を行うものであります。

続きまして、報告事項でございます。

資料の8ページをお開きください。

宮崎県国民保護計画の変更についてであります。

これは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の第34条第8項において準用する同条第6項の規定により、御報告をするものであります。

最後に、その他報告事項でございます。

資料の9ページをごらんください。

本日御報告いたしますのは、ここに記載の、文書センターで確認された旧優生保護法に関する資料についてなど、3件でございます。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局長並びに担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

**○吉村財政課長** 常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

議案第1号の歳入予算について御説明いたします。

太枠の中の今回補正額の欄をごらんください。

まず、自主財源であります。分担金及び負担金が3,132万円、繰入金が310万円、繰越金が66億40万8,000円、諸収入が280万8,000円、依存財源につきましては、国庫支出金が4億256万7,000円、県債が1億2,350万円で、いずれも増額となっ

ております。

この結果、一番下の欄にありますとおり、この補正による歳入合計は71億6,370万3,000円となり、補正後の一般会計の予算規模は、その右の欄にありますとおり、5,906億6,504万1,000円となります。

次の4ページをお願いいたします。

ただいま御説明いたしました歳入の科目別の概要になります。

まず、一番上の分担金及び負担金ですが、今回の補正予算案に計上しております補助公共事業に係る市及び町からの負担金であり、3,132万円の増額となっております。

次に、繰入金は、県総合運動公園に整備しますウエートトレーニング場の設計に必要な額を観光みやぎき未来創造基金から繰り入れるもので、310万円の増額となっております。

次に、繰越金は、29年度決算の歳入歳出差し引き額から30年度への繰越事業の財源を除いた額、いわゆる実質収支額を繰越金として計上しております。

次に、諸収入は、一般社団法人から油津漁業無線局の機器整備に係る補助金を受け入れるもので、280万8,000円の増額となっております。

次の、国庫支出金につきましては、主なものを説明します。

まず、2つ目の丸の衛生費国庫補助金につきましては、宮崎市郡医師会病院等の施設整備や、周産期母子医療センターの運営に係る補助金であり、1億2,800万9,000円の増額となっております。

次の、農林水産業費国庫補助金につきましては、鳥獣進入防止柵の整備や、新燃岳の降灰被害を受けた原木しいたけ生産者に対する経営再



開を支援する補助金のほか、えびの市におけます長江川・川内川水域の農業用水確保のための調査等や漁港整備等の補助公共事業に係る補助金であり、2億6,065万5,000円の増額となっております。

最後に、県債であります。補助公共事業の財源として県債の発行を行うもので、1億2,350万円の増額となっております。

歳入予算につきましては、以上であります。

続きまして、財政課関係の補正予算について御説明をいたします。

資料変わりました。別冊の平成30年度9月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。

9月補正歳出説明資料の9ページをお願いいたします。

財政課の9月補正予算は、補正額の上から2行目になりますが、一般会計におきまして65億5,843万8,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、同じ行の右から3列目、一般会計で904億8,945万4,000円となります。

1枚めくっていただきまして、11ページをお願いいたします。

補正予算の内容になりますが、(事項)県債管理基金積立金であります。これは、平成29年度の一般会計決算における実質収支であります繰越金の一部65億5,843万8,000円を、地方財政法第7条の規定に基づき、積み立てるものであります。

財政課は、以上であります。

**○棧税務課長** それでは、税務課から、議案第2号及び3号につきまして、いずれも総務政策常任委員会資料により御説明をいたします。

委員会資料の6ページをお開きください。

議案第2号、宮崎県税条例の一部を改正する条例であります。

1の改正の理由ですが、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律が本年6月13日に公布され、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行されることに伴いまして、宮崎県税条例の関係条項の改正を行うものであります。

2の改正の内容につきましては、自動車税の税率の特例に関する規定について、引用条項の条ずれ、具体的には80条が147条に、78条が145条に移動することから、改正を行うものであります。

なお、今回の改正に伴う税率等の変更はございません。

参考までに、今回の改正条文であります附則第12条につきまして、お手元の資料の下半分に概要を記載しております。

附則第12条につきましては、自動車税の税率の軽課、重課に関する規定でありまして、軽課につきましては、平成29年度、平成30年度に新車新規登録をした自動車で、一定の要件を満たした自動車につきまして、その翌年度である平成30年度、31年度に税率を軽減するものでございます。

また、重課につきましては、新車新規登録から11年を経過したディーゼル車、13年を経過したガソリン車、LPガス車につきまして、その翌年度分から、通常税率のおおむね10～15%を加算するものでございます。

次に、3の施行期日につきましては、公布の日から起算して三月を超えない範囲内におきまして、規則に定める日から施行することとしております。

続きまして、委員会資料の7ページをごらんください。

議案第3号、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。

1の改正の理由ですが、地域再生法等の改正に伴い、一定の要件を満たした者へ県税の課税免除を行った場合、減収額に対して国から地方交付税を補填する措置が創設されたことに伴いまして、関係条項の改正を行うものであります。

2の改正の内容につきましては、これまでは不均一課税のみでありましたが、今回の改正におきまして、不動産取得税に係る課税免除措置を追加するものであります。

地域再生法に基づく県税の課税免除及び不均一課税の概要につきましては、下の表をごらんください。

今回追加します課税免除措置につきましては、上の欄であります。対象業種の指定はございませんが、いわゆる工場や店舗、単なる営業所は対象外であります。

生産や販売等のための施設等ではなく、本社機能を有する事務所、研究所、研修所、工場内の研究開発施設を新設・増設すること、そして、それらの取得価額が3,800万円以上、中小企業の場合は1,900万円以上でございますが、これらが要件となっております。

また、東京23区から地方等へ本社機能に移転して整備する事業、これを移転型事業と申しますが、移転型事業のみが対象となっております。適用税目は不動産取得税とすることとしております。

3の施行期日ですが、改正地域再生法の施行日であります平成30年6月1日にさかのぼって適用することとしております。

税務課からは以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○前屋敷委員 今回の議案第3号の件で、この下の表の適用地域の中で、諸塚・椎葉を除くというふうになっているんですけど、もともと、ここには、そういうものは対象としては来ないという想定のもとに除外されているんですかね。

○棧税務課長 この課税免除の特例を適用するに当たりまして、地域再生基本計画というのをつくらなければならないということになっております。

これが、商工サイドのほうで、その計画をつくる際に、各市町村さんとの打ち合わせをする中で、諸塚村と椎葉村さんにつきましては、諸塚村、椎葉村として、その計画には参加しないという意向を示されておきまして、そのため、計画そのものがないと。ないというか、その適用がないということになっておきまして、したがって、課税免除も適用対象外ということになっておきます。

○緒嶋委員 県債管理基金は、この約65億を積み立てて、残高はどれだけになったわけ。

○吉村財政課長 県債管理基金の9月補正後の残高は、243億円程度となっております。

○蓬原委員 参考までに、3ページの歳入のほうなんですけれど、教えてください。

昔、3割自治と言っていました。大体、市町村を見てみると4割になっているんですけど、この変化はどこがどう。総額は6,000億で余り変わっていないと思うんですけど、どういう変化があったのか。

○吉村財政課長 昔、3割自治と言っていましたように、自主財源の割合が、おおむね財政基盤が脆弱な県におきましては3割程度と言っていた時代がございます。

本県は、当初予算ベース、決算ベースにおきましても、今年度、現状で40パーを超えておりますが、大体40パー前後で推移をしているところでございます。

自主財源が伸びた要因としましては、まず、県税が伸びるのが一番いいんですけど、県税の割合はほぼ横ばいでして、国の経済対策で、補正予算等において地方で基金の積み立てが認められるようになっております。その基金を取り崩して事業を行う場合、繰入金等で措置をすることになっておりまして、その繰入金等の割合が伸びているのが、自主財源が伸びている要因の1つではないかと考えられます。

○蓬原委員 大体、県内の26市町村も、そんなふうですか。わかれば教えてください。

○日高市町村課長 26市町村の決算につきましては、現在精査をして取りまとめ中でありまして、いわゆる3割自治と言われた部分、自主財源の部分について、大きな増減は見られないところでありまして、いわゆる、そういう自主財源が少ないとか、財政基盤が弱いとか、そういった課題についてはまだまだ引きずっておるところであります。

ただ、最近においては、いわゆるふるさと納税ですとか、そういった部分で財源をふやす努力をされるようなところも出てきておりまして、自主財源比率なんかを伸ばしているようなところも、中にはあつたりするところですよ。

○蓬原委員 あとは決算でわかるだろうから。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○高林危機管理局長 危機管理課でございます。

宮崎県国民保護計画の変更について御説明いたします。

委員会資料の8ページをお開きください。

まず、1の報告の根拠であります。国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づきまして、我が国が外部から武力攻撃を受けたり大規模テロが発生した場合など、武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置について定めたものでございます。

今回、宮崎県国民保護計画を一部変更いたしましたので、国民保護法第34条第8項において準用する同条第6項の規定により、御報告するものでございます。

次に、2の変更の概要でございますが、大きく4点ございます。

まず、1点目は、関係法令等の改正に伴うもので、薬事法の題名が、医薬品、医療機械等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に変更になったこと、また震災廃棄物対策指針が災害廃棄物対策指針に改定されたことに伴う変更を行ったところでございます。

2点目は、国が定める国民の保護に関する基本指針の一部変更等に伴うもので、主な変更点は、県が実施する武力攻撃事態等に対応するための特有な訓練等について、人口密集地を含むさまざまな場所や想定で行うとともに、実際に資機材やさまざまな情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めることを追加したこと、また避難施設の指定を行う場合は、事態

において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握することを留意点として追加したことなどでございます。

3点目は、県対策本部の体制等の変更であります。県の組織改正により、課の名称や分掌事務の変更がありましたことから、これに対応する部局対策室の班名と分掌事務の変更を行ったところでございます。

4点目は、データの時点修正であります。本県の人口や高速道路の整備状況など交通インフラに関するデータの時点修正を行ったところでございます。

最後に、3、計画の変更日は、平成30年7月31日となっております。

説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありますか。

○緒嶋委員 この国民保護法に基づく県の訓練というのは、今までやってきておるわけですかね。

○高林危機管理局长 これまでの訓練でございますが、6回ほど行っております。

2回は実際の実動訓練、あと4回につきましては図上訓練という形で実施しております。ことしも、来年の1月31日に実動訓練を実施する予定としております。

○緒嶋委員 具体的に、実動訓練はどういう内容になるわけ。

○高林危機管理局长 ことしの予定でございます。

まず、JR宮崎駅で、不審な爆発物が見つかったという想定で——ここは、爆破しなかったと

いう想定なんですけれども、その後、今度、イオンのほうで爆発の事態が発生したと。それと前後いたしまして、今度はシーガイアのほう、コテージ・ヒムカで、テロの銃の発砲事件等が起きるという想定で、一連の流れを1月31日に実施することとしております。

○緒嶋委員 その駅で、爆発物があったということは、国民保護法との関連になるわけですかね。

○高林危機管理局长 この3つの流れで、いわゆるテロとか、そういうものと考えられますので、その一連で対象になると考えております。

○井本委員 武力攻撃かどうか、ぱっとわかるわけ。

○高林危機管理局长 訓練では、そういった武力攻撃だということのもとで考えております。

○井本委員 もとで考えるって。実際は、何か、どっかから「武力攻撃だ」って来るわけでしょう。

○高林危機管理局长 国民保護の対象となる事態というのが、大きく3つございます。

一つは、武力攻撃事態ということで、例えば着上陸の侵攻であるとか、実際攻められてきたとか、弾道ミサイルが来たとか、ゲリラというようなパターンがございます。

2点目が、武力攻撃予測事態ということで、まだ武力攻撃の事態には至っていないんですが、事態が緊迫して、武力攻撃が予想されるに至った事態。

もう一つが、緊急対処事態というのがございます。これが、今回の事例等にも関係してまいりますが、例えば、原子力施設であるとか石油コンビナートに対する爆破なんかがあった場合とか、大勢の方が集合するターミナル駅だと

か大規模集客施設、ここにおいて何か爆破が行われたとか、こういった緊急対処事態についても、国民保護法の対象となっております。

今回、JRとかイオンとかいう場合も、こういうところを考えると対象となりますので、こういった訓練を行うところでございます。

○井本委員 いやいや、例えば火事とかあるけど、間違えることはないわけだな。もうはっきりわかるわけですか。これだと行動するわけですか。どうもちょっとぴんと来ない。

○高林危機管理局長 今回の訓練については、あらかじめJRさんとか、それぞれのところと打ち合わせをしております、必ずもう、こういった想定のもとで訓練を行いますということで、実施をしております。

○緒嶋委員 こういうところでやるんなら、自衛隊も訓練に参加するわけですか。

○高林危機管理局長 関係機関が20機関ほどございまして、県警、自衛隊、JRの関係の方、いろんな方に集まっていただいて、全体として行っていくこととしております。

○井本委員 わからんなあ。例えば、旭化成の化学工場が爆破したときなんか、どう判断するんだろうね。判断するところがあるでしょう。多分これに該当するということで動くか、単なる火事だという。

やっぱり、それを判断するところがあるわけですか。何でんかんでん火事があったら、というわけでもないでしょう。

○高林危機管理局長 実際は、こういった大規模なテロとかになりましたら、まず国のほうで認定をしていただいて、その後、県のほうに指示がまいります、そして本部を立ち上げて動くこととなります。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑もないようですので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○丸田総務課長 総務課でございます。

常任委員会資料の9ページをお開きください。説明に入ります前に、一言申し上げます。

旧優生保護法に関する資料につきましては、個人情報を含む文書の取り扱いに不適正な点があったこと、また所属内及び所属間の情報共有が不十分であったことなどによりまして、ことし7月まで、その存在を組織的に確認できない状況となっております。まことに申しわけございませんでした。

それでは、委員会資料に沿いまして、文書センターで確認された旧優生保護法に関する資料につきまして御説明をいたします。

まず、1の経緯等についてであります。

旧優生保護法に関連する優生手術を受けた個人が特定できる資料につきましては、ことし7月に、庁内に3冊が存在することを確認したところでございます。

このうち2冊につきましては、総務課が所管しております文書センターに保管されておりましたが、非常に秘匿性が高い個人情報が含まれていることを理由に、昨年度、検索リストから削除してしまったため、それ以降は閲覧できない状態となっております。残る1冊につきましては、この2冊の発見をきっかけに、健康増進課の再調査におきまして、庁内の書庫で発見されたものでございます。

現在、これらの資料につきましては、文書センターなどで個人情報をマスキングした上で閲覧申請等に応じておるところでございます。

次に、2の文書取り扱い上の問題点についてでございます。

1つ目は、文書センターにおきまして、個人情報を含む資料の閲覧申請があった場合に、本来であれば、部分開示等の判断の上で閲覧に供すべきでございましたが、個人情報の保護に配慮する余り、閲覧の対象外として検索リストから排除するという、不適正な取り扱いを行ったことであります。

2つ目は、所属内あるいは関係所属間との情報共有が正確に行われなかったことであります。このため、検索リストから削除するという誤った取り扱いを未然に防止することができず、また当該資料の取り扱いについて、健康増進課との連携も十分に図ることができない状況となったものであります。

3つ目は、当初の調査におきまして、資料の探索場所に漏れがありまして、調査が十分でなかったこととございます。

次に、3の対応についてであります。

今回の事案を受けまして、8月1日付けで総務部長通知を発出し、庁内に注意喚起を行いますとともに、8月7日の庁議におきまして、適正な文書管理、情報公開条例等に基づく適正な事務処理、所属内及び所属間の情報共有等につきまして、周知徹底を図ったところでございます。

また、個人情報を含む文書の適切な取り扱いを図るため、規程の整備を行いまして、文書センターに個人情報が含まれる文書についての閲覧申請があった場合に、所管課に確認するための意見照会をルール化するとともに、自己の個人情報を閲覧する際の手続について、明確化を図ったところでございます。

文書は、全ての職員が取り扱うものでございますので、今後とも、職員研修の充実を図るなど、適正な文書の取り扱いや情報共有の徹底に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○河野人事課長 常任委員会資料の10ページをお願いいたします。

資料の説明に入ります前に、一言申し上げます。

障がい者の雇用状況につきましては、毎年6月1日現在の状況を国に報告しているところでありますが、先般からの国における問題を受けまして、知事部局の県職員に関する報告内容を確認しましたところ、国のガイドラインの不徹底、また事務処理の誤りが判明したところであります。まことに申しわけございませんでした。

それでは、今回の問題を踏まえまして、知事部局における障がい者雇用状況について御説明いたします。

まず、1の、障がい者である職員の雇用状況についてであります。

法律により、毎年、障がい者である職員の雇用状況を国に通報、報告しなければならないとされておりまして、本年、国へ報告した数値は、障がい者雇用数110.5人、実人数83人、雇用率は2.76%となっております。

実人数に比べ、障がい者雇用数が110.5人と多く、また小数点がありますのは、国への報告ルールに基づくものでございますが、重度の障がい、例えば身体障がい者であれば、障がいの等級が1級または2級に該当する場合がありますが、この場合は2人分として換算することになります。

また、非常勤などの短時間勤務の職員の場

合、0.5人分として換算することになります。

次に、2の、県職員に係る障がい者雇用数の把握方法についてであります。職員本人からの提出書類、具体的には、職員が人事課宛てに毎年提出する職員調書に基づきまして、各所属長において障害者手帳の有無等の記載内容を確認し、その数を障がい者雇用数として整理していたところであります。

しかしながら、3のところではありますが、このたび、この把握方法等の問題点として、まず(1)にありますように、国のガイドラインを踏まえた障害者手帳等の確認が徹底されていなかったことが判明しました。職員調書に基づく自己申告のみでは足りず、手帳等の確認も徹底する必要があったところあります。

また、(2)にありますように、事務処理の過程での不十分なチェックが原因で、職員調書に記載のない職員9名が、国へ報告をしている雇用者数に含まれていたことも判明いたしました。

職員調書に基づく障害者手帳の保有状況と最終的に国に報告する際に使用する資料との突合や精査が十分になされておらず、事務作業で使用する資料の間で、ずれが生じていたことによるものであります。

このような状況を踏まえまして、右側の、4の全体調査の実施と結果であります。本年8月27日から9月4日にかけて、知事部局の全職員を対象に、障害者手帳の有無や手帳の確認等を行ったところあります。

その結果といたしまして、表の太線で囲っている箇所にありますように、本年6月1日現在における障がい者雇用数につきましては、調査前の110.5人から108.0人となり、マイナス2.5人、実人数で申し上げますと83人から81人となり、

マイナス2人、雇用率につきましては、調査前の2.76%から2.7%となったところであります。法定雇用率は上回っている状況にあります。

その増減理由であります。①の実人数9名の減少理由としましては、①にありますように、うち4名は、過去に手帳を所持しておりましたが、現在は所持していないということ、また②にありますように、5名につきましては、今回の調査で過去に手帳等を有したことがないことが判明したところあります。

この5名につきましては、肢体の機能の程度や日常生活の状況などを勘案し、日常における活動が相当程度制限されるような身体状況が認められますことから、過去に、厚生労働省通知やガイドラインの解釈のもと、雇用数に含めていたものではないかと考えております。

国への報告において、①、②とも、今般、意図して加えたものではございませんが、いずれも除くべきものでありますので、減じるものであります。

一方、今回の調査で、本人の申し出によりまして7名が手帳を所持していることが新たに判明したところあります。実人数に7名を加えております。

最後に、5の今後の対応であります。まず(1)にありますように、厚生労働省通知及びガイドラインを厳格に運用し、障がい者であることの手帳等での確認、適正な方法による把握を行うとともに、(2)にありますように、職員調書の障害者手帳の有無等の記載内容の正確な把握と、国へ報告する雇用状況のもととなる集計用の資料との、確実な突合など、事務の適正な執行を図ってまいります。

また、(3)であります。昨年の6月1日と

本年の6月1日現在の障がい者雇用数等について、現在、国から再点検の依頼がなされております。

上の表の右側のほうにありますとおり、全体調査の結果等を踏まえまして、昨年状況も含め修正を行いましたので、今後、国へ報告することとしております。

説明は以上であります。今回の件を踏まえまして、今後は、適正な制度の運用、正確な事務処理を徹底するとともに、行政としての立場を再認識し、障がい者が働きやすい職場環境づくりも進めながら、引き続き、障がい者を対象とした採用試験を実施するなど、障がい者の雇用に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

**○田村行政改革推進室長** 行政改革推進室でございます。

常任委員会資料の12ページをお開きください。今後の行財政改革について御説明いたします。

1の現行のみやぎき行財政改革プラン(第二期)に基づく取り組みにつきましては、6月議会の当委員会におきまして、その進捗状況を報告いたしました。点線の四角囲みに記載してあるとおり、県総合計画の基本目標である未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦を支える持続可能な行財政基盤の確立を基本理念に、平成27年度から今年度までの4年間を推進期間として、その下に第二期プランの骨子がございますけれども、1つ目の効率的で質の高い行政基盤の構築、2つ目の県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用、3つ目の県民ニーズに即した行政サービスの提供、4つ目、持続可能な財政基盤の確立という、4つの視点を柱に鋭意取り組んでいるところでございます。

隣の13ページをごらんください。

2の新たな行財政改革プランの策定についてであります。

現行プランの推進期間は本年度で終了いたしますが、依然として厳しい財政状況の中、限られた人員、財源で、多様化・高度化する行政需要に的確に対応するためには、今後とも、不断の取り組みとして行財政改革を行う必要がありますことから、新たな行財政改革プランの策定に取り組んでいるところでございます。

プランの策定に当たりましては、庁内にワーキンググループを設置しまして、課題の整理や素案の検討などを行うとともに、行財政改革懇談会や県民アンケート、パブリックコメント等を実施しまして、広く県民の皆様などの意見を反映させてまいりたいと考えております。

策定スケジュールとしましては、7月に庁内ワーキンググループを設置し、課題の整理等に着手したところでございます。

今後は、10月にかけて、県民アンケートを実施するとともに、行財政改革懇談会を開催し、これまでの取り組み状況を報告して御意見をいただき、今年度中には新プランの素案を定め、パブリックコメントを経まして、来年5月までには最終案を固めたいと考えております。

策定に当たりましては、随時、当委員会に御報告いたしますとともに、来年6月議会に議案として提出したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、3の行財政改革に関する県民アンケート調査の実施についてであります。

プランの策定に当たり、広く県民の皆様の御意見を伺うための県民アンケート調査を予定しております。



実施方法としましては、アンケート用紙を作成し、県や市町村などの各種窓口で配布しますとともに、県のホームページからもアンケート用紙を入手できるようにいたします。また、県の電子申請システムを利用した回答もできるようにしたいと考えております。

実施期間は、9月26日から10月26日までの約1カ月間を予定しており、調査項目は、(3)に記載しました7項目とし、幅広い皆様の御意見をいただき、新プラン策定の参考にしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○緒嶋委員 文書センターとか旧優生保護法の問題、また今度の議会でも出た管理課の建設の格付の問題も、不手際というか、あってはならんことが幾つも出てきておるわけですね。

これは、総務部長が注意を喚起したということであるけれども、改めて、県土整備部の場合には職員が数名で3回も現場に行っていて、それでも、間違いとか不正が見抜けなかったというようなことが、実際起きておるわけですね。

こういうことがあるというのは、県政に対する県民の不信を物すごく買っておるわけですよ。

こういうことがあってはいかんのだから、このことについて、総務部長としてどういうふうな思いを持っているか。これ旧優生保護法のこともちろん絡みがあるわけだけれども、そのあたり、どう考えておるんですか。

○畑山総務部長 今議員から御指摘のありまし

た件につきましては、非常に重く受けとめているところでございます。

やはり、県政をいろいろと行っていく上で、信頼感がなければ、しっかりと県政を前に進めることはできませんので、改めて、そういった不適正な事案ですとか、それから、いわゆるミスも含めて、そういうことがないように、しっかりと全庁を挙げて取り組んでいく必要があるかと思っております。

また、それぞれの部局で特有の行政の進め方等、専門性もありますけれども、それぞれの部局で、その状況もきちっと洗い出しをした上で、不適正がないように、大きな意味でのリスク管理をしっかりとした上で、物事に対処していく必要があるかと思っております。

もちろん注意喚起をしているところではございますが、それを改めて各職員がみずからのこととして業務に当たっていただくためにも、我々としては、しっかりとした内部統制というものにも庁内横断的に取り組んでいければと思っております。

平成32年4月からは、いわゆる内部統制の基本方針というものを定めまして、それに基づいて評価して、その評価を決算と同様に上げていくという取り組みが始まってまいります。そういった取り組みに、いかに内部管理それから不適正な事案がないようにしていくかを、システムとして入れ込んで評価をしていくということをしなから、こういったことのないように気を引き締めて行政に当たっていきたいと思っております。

○緒嶋委員 今度のことがまた発生したということを含めて、何らかの形で。もう知事が何度も本会議で断りを言うようなことが本当は、あつ

ちやいかんわけですよ。やはり最高責任者は知事であるけれども、知事の責任と言われても仕方ないわけです。

こういうものに対して、やっぱり改めて皆さん方に、職員に何らかの形で注意喚起というか、そういうことの通知をやるべきじゃないかなと私は思っているんですけど、そのあたりはどうですか。

**○畑山総務部長** この総務課での文書センターの件につきましては、文書管理の徹底という点で通知を出させていただきましたけれども、今回の県土整備部の事案等も勘案して、全体として、しっかりと綱紀肅正を図っていくということで、周知徹底をいま一度図っていくことで検討していきたいと思っております。

**○前屋敷委員** ちょっと具体的になりますが、この旧優生保護法の問題で、文書センターというか、その資料がなかったという点では、これまでもいろいろ御説明があったんですけど、全国的には全ての県でやっぱりそういう事態が明らかになる中で、宮崎だけは全くないというような報道だったところに、やはり、まず、注意をするとか、そこに関心を持って、物事を見ていく必要があったんじゃないかと思うんですね。

さかのぼって、こういう結果で、実際ありましたということなんですけれど、このことは、国の施策として、もう人権侵害の甚だしいもので、やっぱり御本人や家族にとっては、耐えられないことだったと、おもんばかりなんです。

明らかになったと、公表したわけですけども、このことについて、具体的に、問い合わせとか改めて資料の閲覧とか、そういうことがそ

の後にはあったんでしょうか。状況だけ、ちょっと教えてください。

**○丸田総務課長** 先ほど申しましたように、資料につきましては、個人情報をもマスクした上で文書センター等で閲覧申請に対応をしておるところですけれども、これまでに、報道機関8件を含めまして12件の閲覧がございました。

また、福祉保健部健康増進課のほうに相談窓口を設けておりますけれども、そちらのほうには4件の相談、御意見等があったというふうに伺っております。

**○前屋敷委員** ぜひ丁寧な形で今後対応をしていただきたいと思っております。

**○武田委員** 行財政改革プランについてなんですけど、県民の皆様の意見を反映させることも確かに大事なことと思うんですけど、この調査項目ですけれど、7項目の中で、この1と2は、行財政改革プランには——もちろん、そういうところを書くことは必要だと思うんですけど、実際は、この1、2は行財政の改革プランに全く関係ないところで、実質3から7だと思うんです。

このあたり、この調査項目は誰がどう決められたんでしょうか。

**○田村行政改革推進室長** 県民アンケート調査の調査項目についてでございますが、行財政改革プランの、新たなプランを策定するに当たって、どんなことが県民に求められているのか、あるいはどんなことが重要視されているのか、そういったことを知りたいというところで項目を設けているんですけど、その1、2の部分については、そういう御意見をいただいた世代——どういう世代の方が、そういう意見があるのか。あるいは、どういう居住地、住んでいる市町村なんですけれど、そういうところにあるのか。

そういった傾向等は知りたいというところで、こういう項目を盛り込ませてもらったところでございます。

また、アンケートをどのように知ったのかという、2番の問いについては、実は、行財政改革プランについては、なかなか行革の認知度というのが県民の中で高まっていかない課題も一つあります。

この中で、こういった形で、このアンケートを知ったのか。その認知度的手段、そういったものについても把握して、今後の広報の参考にさせていただければということで、こういう項目を盛り込んだところでございます。

○武田委員 一応、1と2が入っていることは、理由は大体わかるんですけど、行財政改革プランを作成する上で、県民の意識調査と県民がどう考えているかを聴取したいわけですよね。

そしたら、もう少し具体的というか、余りにも、先ほどお答えになられたように、県民の皆様が行財政改革プランに関してまだ認知度が低いという中において、この項目では、少し書きにくい。

ある程度、専門的に、市町村の職員の方であるとか議員活動されている方には何となく書けるのかなと思うんですが、一般の県民の皆様は、これをぼんと出したときに、どう書いていいのかという感じの調査項目に見えて、しょうがないんです。

もう少し具体的に、「今までやってきたことは、こういうことで、これについてどう思いますか」とか、「これからこうやっていこうと思っているんですけど、どうでしょうか」というような調査項目でないと、なかなか、一般の方々、失礼かもしれませんが、僕自身も、県とかの

資料を持ってきて、今までのやってきたこととか今後取り組まれているのを見ないと、相当ちょっと、書きにくいんじゃないか、漠然としているような気がしているんですが、それいかがでしょうかね。

○田村行政改革推進室長 委員のおっしゃるように、行財政改革について、やはり非常に県民から「なかなか、わかりにくい」という部分もあろうかと思えます。

それで、今回のアンケートにおいては、行財政改革で今までどんな取り組みをやってきたのかというのを、そのアンケート用紙の中に盛り込みまして、このアンケートを通じて県民の理解を深めながら行革についての御意見をいただくというような形を、今回とらせていただこうと考えています。

その際、例えば、以前でしたら非常に難しい言葉を使っていたんですけど、できるだけ今回は県民にわかりやすい言葉で、例えば、県民への情報発信でしたら、県のホームページとかフェイスブック、ツイッター、職員ブログ、いろんなもので積極的に情報を発信していますとか、そういうお話を伝えたり、あと、職員の定員管理については、平成27年度から比べて、今、何人になっていますと。具体的に県民にわかるような形でお知らせしながら、行財政改革の理解を深め、アンケートに答えていただく形にしております。

調査項目を実は絞り込みましたのは、やはり県民の方がアンケートを通じて回答するに当たって、余りにも項目が多過ぎて細か過ぎると非常にわかりにくいということもございまして、ある程度、絞り込みをさせていただきました。

自由記入欄もあるんですけど、できるだけ

選択肢をふやして、その中から選んでいくような形をとらせていただいております。

できるだけ工夫して、1人でも多くの県民の方に行財政改革の取り組みを知っていただきたいという思いで、今回のアンケートもやらせていただきたいと考えております。

○武田委員 わかりました。

○右松委員 同じく、この行財政改革について。

今後の改革ということです。それで、前回と同じような形、平成27年ですから26年も同様なことをやっていらっしゃったと思うんですけども、その際も、県民アンケートを実施されて、そしてパブコメ、懇談会とやられたのか。スケジュール的には同じような状況ですかね。

○田村行政改革推進室長 県民からの意見聴取の手続についてでございますが、前回の平成26年のときも、同じように県民アンケートを行いまして、それを踏まえて素案を定め、一応、2月の県議会の常任委員会で御報告いたしまして、その結果を踏まえてパブリックコメントにかけたというような流れで、基本的な流れは同じでございます。

ただ、できるだけ1人でも多くの県民の方にアンケートいただきたいということで、例えばQRコードを使って、すぐにそのアンケートサイトにアクセスできるような仕組みなんかも導入しようと考えているところでございます。

○右松委員 参考までに、前回26年に県民アンケートをやられた際の応募件数といいたいまいしょうか、集計した件数はどんなもんだったんでしょうかね。

○田村行政改革推進室長 平成26年9月30日から10月29日の間、1カ月間、県民アンケートを実施しましたけれど、そのときの応募数が1,240

件でございます。

そのうち、電子申請が約1割程度、残りはアンケート用紙の回収による調査でございました。

○右松委員 ありがとうございます。

前回4年前と比較をして、今回の申請手続としては、紙とそれから電子申請システムということで、その部分に関しては変わりなく、あと広報関係とか、その辺は変わっていないのか、そこをちょっと教えてください。

○田村行政改革推進室長 広報関係につきましては、前回とほぼ同じなんですけれど、記者発表、県のホームページですとか県政番組、テレビ、ラジオ、あと新聞広告による県政けいじばんでございます。

あと、大学関係、特に若い世代の方にアンケートに答えていただきたいということで、県内大学への周知依頼を行います。さらに、県内各市町村とか県内の各出先機関にもそういうアンケート用紙を備えつけてまして、広く広報をしたいと考えております。

○右松委員 最後にしますけれど、行財政改革、本県は一生懸命しっかり取り組まれていると思うんですね。

それで、今回パブコメ、県民アンケートをとられる際に、先ほど武田委員が言われましたけれど、4年間の成果も含めて、そこは伝えていただいて、ポイントポイントを抽出するような形でやっていただくと、またより効果があるのかなと思いますので、よろしく頑張ってください。

○緒嶋委員 この行財政改革は、抽象的な言葉になるわけですね。これを改革するという数値目標的なものが本当はないと、改革がどこまで進んだかは、わからんわけです。改革しましたっ

て。

それから、危機管理事象なんかは、南海トラフやらについてやれば物すごく金が要るわけですよ。それこそ生命財産を守るのが県政の大きなまた目標でもなきゃいかんし、その上に豊かさを追求しなきゃいかんというのは、余計金が要るわけですよ。

そういう中で、指標をある程度決めながら、こういう方向でいきたい。今度、国体関係でも500億以上、金がかかると。また、この庁舎改築も何百億か、かかる。そういうことを含めながら、改革をどう進めるかと。

我々の目に見える形で本当の行財政改革というのが、どういう形になるのかが、浮かばんとすけれどね。これ、将来的にどういうことになるんですかね。

**○吉村財政課長** 行財政改革ということで、財政改革の面から、ちょっと一言申し上げます。

財政改革につきましては、これまで、目に見える形の指標ということで、財政関係2基金の残高、県債残高がどの程度維持できるかを数値目標として上げて、今まで4期にわたって改革に取り組んできました。4期終わりましたも、一応、財政関係2基金、あと県債残高につきまして、適正な規模を保っているのではないかと、いうふうには考えております。

ただ、今後、国体の施設整備、公共施設の老朽化対策、あと防災・減災対策等に多大な資金が必要になりますので、これまでどおり基金残高については維持、県債残高については減らしていくというのは、なかなか厳しい財政状況になるかなと考えております。

ただ、今後も、財政改革としては、不断の取り組みとして続けることで、基金残高につつま

して、減らしつつも適正な規模を維持し、県債残高についても、ふえるにしても許容される範囲内で維持できるように、財政運営をしていきたいというふうに考えているところであります。

**○緒嶋委員** ある程度、財政状況が、悪化という言葉は悪いのかもしれないけれど、悪くなっても、県民の豊かさとか、社会資本の整備とかを、やっぱり追求——今、生きておる人のために。将来も含めて、やっぱりそういうことも考えなければいかんで、その改革という言葉はいいんだけど、そのことで県民の首を絞めるようなことでは、本当の改革かということ、また違うし、県民の生命が危うくなるようなことでは、改革とも言えんのではないかと。

だから、防災対策なんかにも、やっぱり金を入れるところは入れていかないといかんというふうに思う。改革という言葉はいいけれど、本当に県民の生活が守れんと、本当の改革には、私はならんと思う。

やっぱり、そこ辺を含めて考えていくというのは、なかなか難しいと思うが、そういう、財政運営という大きなバランスシートも考えないかんけれども、やはり県民の生活の豊かさの追求のためには、ある程度、苦渋の選択という言葉もあるけれど、苦渋の選択をしながら財政運営をすることも必要じゃないかなという気がするんですよ。

**○吉村財政課長** 今、緒嶋委員から御指摘がありましたとおり、今後、本県は国体を控えております。あわせて、公共施設の老朽化対策のために総合管理計画を策定いたしまして、順次、公共施設の老朽化にも取り組むこととしておりまして、相当額の財政負担が見込まれるところです。

その中で、県債残高も当然、今後ふえていくことにはなろうかと思えます。

現在、本県の財政状況につきましては、他県と比較しても、かなりいいレベルでございます。今後ある程度の財政負担がふえたとしても、危険水域に達しない程度に、負担をふやしつつ、やるべきことはしっかりやっていく必要があるんだと考えております。

**○右松委員** 私も、この12ページにある宮崎県の行財政プランをずらっと並べている中で、それぞれ関心があるところというか——私なんか、簡素で効率的な行政基盤の整備であるとか、先ほど緒嶋委員が言われましたけれど、危機事象の対応であるとか、それから県有財産等の資産の有効活用であるとか、県民との連携・協働。それぞれ、やっぱり関心、チェックポイントがあると思うんですね。

ですから、それぞれ、わかりやすいように、4年間の成果の部分をしっかり見て、そこで見た人が評価できるような形と、それから政策提言なり、そういった意見が出せるような整理をしてもらおうと、よりいいのかなと思えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

**○松村委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○松村委員長** それでは、その他報告事項に関する質疑を終わります。

最後に、その他で何かありませんか。

**○高林危機管理局長** 先ほど説明の中で、国民保護の、ことしの訓練の関係で、J R宮崎駅の訓練のことをお話ししましたけれど、現段階での、前シナリオのところを若干ちょっと御説明させていただきます。

実は、31日が訓練の日になるんですけれど、

一応今のシナリオで考えていますのは、前日の段階で、政府において、我が国のテロの危機が高まったということで、国のほうから県のほうにテロの強化の関係で指示をいただくと。

それに対して、県のほうでも情報連絡を設置していたところ、翌日、J R宮崎駅のほうで不審物が見つかったというような、一連の流れを想定してから実施するものでございます。

これを、補足させていただきます。

**○吉村財政課長** 先ほど蓬原委員からの、自主財源比率の上昇の件での質問に対しまして、少し補足で追加の説明をさせていただきます。

先ほど、国の経済対策等で基金をいろいろ創設して、その繰入金で自主財源比率が上がったという御説明をさせていただきました。

あわせて、平成26年4月1日から、消費税、地方消費税、それぞれ税率が上がっている関係で税収も伸びておりますので、それも自主財源を4割超に引き上げた要因の1つになっております。

補足させていただきます。

**○緒嶋委員** ふるさと納税で今度、3割以上の返礼品というかな、宮崎県もいろいろ問題のところがあるわけですが、それに対する国——野田大臣からのいろいろ発言もあったんですが、そういう問題が起きるとときに、市町村との関係において、県の立場は、どういうふうになるわけですかね。

**○日高市町村課長** この制度については、各市町村とも、自分たちの財源を確保できる、そして自分たちの特産品等、地域資源をPRもできるということで、非常に貴重な制度だと、相対的には認識しております。

ただ、やはり一部の団体が、暴走してといい

ますか、何でもかんでもありとか、非常に高い返礼率で、全く地元と関係ないようなものを用意してと。それで、ほかでは——真面目にやっているところからすると考えられないような金額を集めるとか、そういったところが全国の中でまだ残っているということで、こういうことが続くようでは、制度そのものが本当に危なくなると。

そうなると、今まで何がしか努力して得てきたもの、これもなくなってしまうという点では、やはり、一番必要なことは、みんな、まずは同じ土俵に上って、同じスタートラインからちょっとリセットして、またみんなで工夫をしながら行きましょうよと。そういう状況に持っていくことが、まず当面必要ではないかと思っております。

県としては、総務省からも情報収集をいたしまして、随時、今後の見直しについての考え方あるいは見直しの要請、そういったものは、これまでも行ってきましたし、今後行ってまいりたいと思っております。

**○緒嶋委員** それであれば、もう宮崎県は、それぞれ市町村は3割内の返礼品というか、そういう形で全部整理ができるということで、いいわけですか。

**○日高市町村課長** 実際の制度の主体、実施主体は各市町村ですので、各市町村にぜひやってもらわなきゃいけないわけですがけれども、県としては、国とも連携を図りながら、この制度の維持を念頭に置いて、ぜひとも、全市町村に、その制度の趣旨に沿った取り扱いをしていただけるように努めてまいりたいと思っております。

**○緒嶋委員** 暴走するところがないように、十分その指導をしていただきたいというふうに思

います。

**○井本委員** ちょっと関連して。

私はね、逆に、これ団体自治に対する侵害だと思いますよ。あんなことを、国が自治体に対して言う権限は、あるはずはないんだよ。自分たちで決めて、自分たちでやるんだからね、それを何で国がしゃしゃり出てきて、3割じゃないといけませんよと。全く、上から目線ですよ、国のやることは。私は間違っていると思います、あのやり方は。

みんなでもともと競争して、いいものを出そうとやっとなのに、それに水差すようなことして。私は、あれは間違ってると思っていましたけれどね。

部長、どう思う。

**○畑山総務部長** 実は、いろいろな各自治体が、3割以上であったり、それから自分たちと全く関係のないものを返礼品として、用意して。

言ってみれば、税が控除されるわけですから、自分たちの住んでいる住所地の、実際からすれば行政サービスはしているのに、別の自治体に寄附をすることで税が控除されるという制度になっている中で、ゆかりのあるところに寄附をして、その返礼をもらって、「ああ、この自治体から、こういう返礼品をもらった」、「ああ、ゆかりの商品があったんだな」ということで、また思いをはせていただくのが、あってしかるべきところ、逆に、「この物を出しているから、そこに寄附をしたい」という、ちょっと逆転しているところがあるということ。

それから、委員御指摘のとおり、そもそも、これは自治体がそれぞれ判断すべきことということで、長きにわたって、総務省からの通知も、命令ではなくて、技術的な助言という形で、要

請してきたんです、何年も。1年半とか、長きにわたって。

ただ、どうしてもそこが守り切れていないので、寄附での税の控除制度という、非常に大きな制度でございますから、そこで根本的に改まらなければ、同じ土俵でやってほしいのにそうじゃないところは、じゃあ改めるように、何らかの制度的措置をせざるを得ないのではないかと、いうところまで至っているところでございまして。

その辺は、我々も国のほうの助言なんかも聞きながら——一切、このふるさと納税が悪いとかというんじゃないくて、むしろ、各自治体がそれぞれの中で、3割なら3割とか、地元の産品ということで開発をして、どんどんそれは提供していただいて、頑張ってくださいという思いは持っておりますので、制度をしっかり守るためにも、しっかりと運用をしてほしいなということでの助言をしっかりと行っていきたくて思っているところでございます。

**○井本委員** 部長は総務省から来ているから、やっぱりどうしても向こうの味方をせないかんじゃろうけれど、私も、このふるさと納税が制度化されたとき、ちょうど国会におったんです。そしたら、やっぱり基本的に我々は人間も出しているわけですよ、はっきり言って。その人間が、じゃあ向こうに行って働いたやつを、本当はこっちに納めてほしい思いがあるわけよ。ところがそれを全部、国のほうが集約しているわけやから、本来我々がもらうべきものを、向こうで取っておるんだから、こっちに返したいなら返しなさいというのが、あのときあったんですよ、議論が。自分たちで納めたいところに納めたらいいじゃねえかというような議論があっ

たんです。

いや、それじゃあ、ちょっといかんじやろうから、じゃあ納めたい人だけ、そうしたらどうですかということ、ふるさと納税が、たしかできたんですよ。

だから、そういう趣旨からすると、納めたいところに納めることであるなら、何も、国が、その団体自治を侵害してまでやる必要はないんじゃないかと、私なんかはそう思うんですけど。

まあ、これは議論の分かれるところかもしれません。

**○蓬原委員** 確認だけです。

財政課長、その税率が上がって、地方消費税清算金が伸びたということで、このままいけば来年ですかね、消費税がまた上がるわけですが、当然これが上がることによって、この自主財源の比率は、わずかでも上がる方向に行くとしていいんですかね。

**○吉村財政課長** 今のところ、31年10月1日から、消費税及び地方消費税、合わせまして10%に引き上げがされます。これまでの8%の引き上げの経緯も踏まえますと、税収の増にはつながるものと考えております。

**○前屋敷委員** 先ほど国民保護計画の補足の説明もあったものですから、質問じゃないんですけど、ちょっと一言。

武力攻撃があるとか、その事態を予測するというようなことで、国民を総動員して、この特宥な訓練をさせるという計画を県がするわけなんですけれど、私は、もう本末転倒だと思うんですよ。

本来は、こういう武力攻撃に至らないようにするのが国の責任であって、そういう国際的な



ものというか、外交努力をまずするのが本来の国の役割だと思うんで。

そういうことで、いろいろ計画を立ててやるので、県としては、それにのっかって計画を立てざるを得ないところもあるんでしょうけれど、本来はやっぱり基本的には、そういうことが大事だということを踏まえておいていただきたいと思います。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

私も、一言も言っていないので、一言ちょっと試してみようかなと思うんですけど。

ちょっとプライベートなこともあるんですけども、1号館の1階の施設が1つ閉鎖されているんです。受動喫煙防止の観点から、喫煙室というのがあって、外部の方も来られて、よくあそこで喫煙されているみたいですけど、今あそこが稼働していないんです。

これは、財産総合管理というところになるんですかね。あれはどうなっているんですかね。

○横山財産総合管理課長 財産総合管理課の所管でございます。

あそこは、排気ダクトが故障しておりまして、その修繕に相当なお金がかかるということがわかりましたことから、今その使用を控えているところなんです。来年7月ごろには、恐らく受動喫煙——健康増進法の改正法が施行されまして、庁舎内あるいは敷地内、行政敷地内での禁煙が施行されることになろうかと。

庁舎内に関しては、完全禁煙になってしまうということがもうわかっておりますので、相当なお金をかけて、あそこの排気ダクトを修繕することを、今やめようということで、あそこは使用できないようになっております。

ただ、4階だとか、ほかの場所にまだありま

すので、そちらで吸っていただくように御案内をしているところでございます。

御不便をおかけしているとは思いますが、申しわけございません。

○松村委員長 健康増進法の改正も先にあるので、お金をかけるのはもったいないというところでそのままに放置してあるというふうに、今理解したところなんです。今度は、健康増進法の改正によると、公共施設も敷地内じゃなくて、建物外のところでは喫煙する場所を設けて分煙することができるということになっていますので。そのあたりも十分配慮していただいて、次の施設管理等に関しても配慮していただければというふうに、私は思ったところでした。

答弁は要りません。現状はそういうところだということは、よくわかりました。

○松村委員長 その他でございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時45分休憩

---

午後3時49分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

次に、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、今週21日、金曜日に行いたいと思います。

開会時刻は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

平成30年9月19日(水)

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後3時50分散会

平成30年9月21日(金曜日)

---

午後1時7分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	田口	雄二
委員		緒嶋	雅晃
委員		井本	英雄
委員		右松	隆央
委員		前屋敷	恵美
委員		武田	浩一

欠席委員(1名)

委員		蓬原	正三
----	--	----	----

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課	主査	弓削	知宏
総務課	主事	浜砂	貴裕

---

○松村委員長 委員会を再開いたします。

まず、御連絡ですが、蓬原委員が公務のため、本日の常任委員会は欠席いたしますので御了承をお願いします。

次に、議案の採決を行います。

採決の前に、各議案につきまして賛否も含め御意見があればお願いいたします。

暫時休憩します。

午後1時8分休憩

---

午後1時8分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

採決を行います。採決につきましては議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいで

しょうか。

○前屋敷委員 議案ごとをお願いしたい。

○松村委員長 議案ごとにといいことでございますけれども、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

まず、議案第1号、並びに第2号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手全員。よって、議案第1号、第2号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手多数。よって、議案第3号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御要望等はありませんか。

○緒嶋委員 国体の陸上競技場の造成費が約40億円というのは、普通ではプールをつくるのに40億くらいでできると思うんです。それくらいが造成だけにかかることは、やっぱり相当縮減を図らんと。言えば平地ならば40億というのは20町歩で、1町歩を2億で買収するという。反とすれば2,000万で買うような感じになる。造成だけ。ただ何もできんとにそれだけ金がいることは、やっぱり大変なことだという認識をもってかかると、私は、本当に県民から言ったら何でそれだけかかるところを造成してつukらない

かんとかってというような感じになるのは当たり前だと思うんです。だから、そこ辺の造成費に対する経費節減の対策を積極的に立てんといかんのじゃないかという気がするんですよね。それは、もう40億円造成だけで、つくるとは別じゃから。ただ、平場に作るだけに40億もの巨額な金がかかるということを考えた場合に、どういう形でどこまで縮減できるかわからんけど、やっぱりその姿勢は持たないかんのじゃないかなという気がするんですよね。平場ならもう造成はいらんわけじゃから。

それで、40億という土地代としたら、20町歩買うても、1町歩が2億ですから、そうすると反とすれば2,000万で土地を買うても、それと同じぐらいの値段がするというような感じだから。そこ辺は、私は、やっぱり相当考えてやるべきじゃないかなという気がするんですけど。造成だけにそれだけかかるということは。

○松村委員長 はい、わかりました。

ほかに、御要望、御意見等ありますか。

○前屋敷委員 補正予算の駅前広場のにぎわい創出の件ですけど、にぎわい創出は必要だという点では変わりはないんですけど、民間企業等の一体感の中で開発されることがあって、しかし、いろいろ論議が出ましたけど、県民生活にとってゆゆしき事態が一方では起きているという中で一緒に協力してやるというわけですから、その辺の温度差はなかなか一致してというところも難しい状況もあるんですよね、県民感情としても。たしかにその人の流れをつくることは大事なんだけど、企業側はやっぱり自分の会社の利益をまず追及するために、そこを開発したいという思惑があるわけですから、宮崎市のにぎわいを創出するためにああいう開発をする

ことだけではないので、何かその辺が非常に面映ゆいところもあるんですけど。だからどうかということでもないんですけど。だから、一方では県民の利益になる部分もしっかり担保することが合わせて必要じゃないかなと。利便性、交通の件で。

○松村委員長 ほかにありますか。

それでは、委員長報告につきましては、先日の委員会でも皆さんからそれぞれ御意見も出たことでもあります。そして、今、国体スポーツ施設の造成に関する過度な費用、そして宮崎駅前西口広場の民間企業が出すべき財政の問題、公が出すべき問題、そのことについての課題についても考慮しながら、委員長報告にまとめていきたいと思えます。

その全体につきましては正副委員長に御一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続調査といたしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時14分休憩

---

午後1時18分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

11月1日の閉会中の委員会につきましては、

平成30年 9月21日(金)

先ほど御協議いただいた内容で、時間を10分繰り上げ、9時50分に開会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時18分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 松 村 悟 郎